

カロリンガー時代の十分の一税（二）

山田欣吾

まえがき

一、研究史管見

二、カロリンガー時代までの「十分の一」

三、カロリンガー王権による十分の一税の強制

補論 *nona et decima* について（以上本号）

四、カロリンガー時代の十分の一税制度

五、十分の一税の強制と制裁

六、私有教会制の滲透と十分の一税の領主権化

まえがき

本稿は、フランク王国の国制史的特色を明らかにするための基礎作業の一つとして、教会十分の一税 (decima)⁽¹⁾ を考察しておこうとするものである。

なぜそのような考察が必要になるかについては、さしあたり、つぎの二点を指摘すれば十分だと思われる。その第一は、地租といわず人頭税といわず、およそ通常の意味における「租税」を人民から一般的には徴集しえなかったカロリング・フランク王国⁽²⁾において、教会十分の一税は、王権が王の臣民全員（神と朕の臣民⁽³⁾）に納付を強制した「租税」であったということである。この事實はすでにそれだけで、フランク王国の「国家性」なるものを従来とは別の次元で考え直すことをわれわれに要請するはずである。

その第二は、教会十分の一税は決してキリスト教世界全域に普遍的な現象ではなく、中世キリスト教世界のローマ・カトリック的西方部分に限られた制度であったということである。旧約の諸律法に究極の根拠をもつこの制度が、東ローマビザンツ帝国の地では行われず、また、ローマ法の中には何の規定をもとめていないの⁽⁴⁾に⁽⁵⁾対し、フランク王国部分では、ともかく一般的に普及し、また、極めて熱心に勅令の規定するところとなったとすれば、この現象には、西方キリスト教世界ないしフランク王国のビザンツ帝国と違った特色を考える上での一つの手がかりが与えられているはずである。

そのような予想のもとで、以下、フランク国制史への基礎研究の一つとして、カロリング期の十分の一税に関する諸事実の確認作業を行いたい。その際、わが国ではこれまで、十分の一税について論ぜられることが余りに少な

(6) たという事情を考慮して、制度そのものの記述のほかに、西欧における研究史や、カロリinger時代までの十分の一税の前身についても簡単にふれておくことにしよう。

- (一) 中世史料に現われる decima という語がすべて教会十分の一税を意味したわけではない。nona et decima という重ね語で表わされるものが教会十分の一税とは別の制度であったことは後に述べる(本稿四二頁以下)が、そのほかにも非常に多くの decima があった。例えば、六五三年ジギスムルト二世がシュバイアー司教教会へ、また七五三年國王ビロンがウトレヒト教会へ寄進した decima は、王領地ないし國庫収入の十分の一から成るいわゆる「國庫十一」(Fiskalzehnt)であり、(MGH. Diplom. Imperii, Folio, S. 24f.; Diplom. I, S. 61.) また、フランク王ヤロイツ王が征服したスラヴ人から徴集したいわゆる「スラヴ人十一」(Slawenzehnt)も、單純に軍事征服に伴う貢納であった。「スラヴ人十一」については Schlesinger, Walter, Die deutsche Kirche im Sorbenland und die Kircheneverfassung auf westslawischen Boden. in: Z. f. Ostforsch. 1 (1952) 345-371. Tremel, Ferdinand, Der Slawenzehnt als Quelle der Siedlungsgeschichte. in: Annales Institut Slavici 1/2 (1966) 109ff. を参照)。中世イタリアの十分の一税を研究したボイドは、八世紀以降の史料に現われる decima の主要な語義として次の六つを挙げている。①教会十分の一税。イタリアの教会法では decime sacramentali とよばれた。②地主に対して借地人から支払われる生産物一割相当の地代。イタリアの法律用語では decime dominicali とよばれる。③十三・十四世紀に教皇が十字軍などの事業の資金調達のために、時々、教会収入に対して課した臨時税。④近世初頭のヴェネツィア、十五世紀末のフィレンツェなどでみられるロムーネの所得税。⑤初期中世のロンバルディア地方で徴収された関税ないし商品通過税。⑥森林などへの放牧の代償に領主に支払われる貢租。例えば decima porcorum。Boyd, Catherine E., Tribes and Parishes in Medieval Italy. The historical roots of a modern problem. New York (1952) 14. など。ヤザンツキの周辺地域における様々の「十一貢租」に regard して Schmidt, Heinrich Felix, Byzantinisches Zehntwesen. in: Jb. d. österr. Byzant. Gesellschaft. 6 (1957) 45-110 を参照。
- (二) 財政史の観点からフランク王国の状況を全体として概観する仕事は、まだ誰も本格的にはなしてあげていない。さし当って 14) Mayer, Theodor, Geschichte der Finanzwirtschaft vom Mittelalter bis zum Ende des 18. Jahrhunderts. in: Hb.

d. Finanzwiss. 2. Aufl. (1952) 236-244. Häuser, Karl, Abriss der geschichtlichen Entwicklung der öffentlichen Finanzwirtschaft. in: Hb. d. Finanzwiss. 3. Aufl. (1977) 27-33. 4443, 4452, 4453, 4454, 4455, 4456, 4457, 4458, 4459, 4460, 4461, 4462, 4463, 4464, 4465, 4466, 4467, 4468, 4469, 4470, 4471, 4472, 4473, 4474, 4475, 4476, 4477, 4478, 4479, 4480, 4481, 4482, 4483, 4484, 4485, 4486, 4487, 4488, 4489, 4490, 4491, 4492, 4493, 4494, 4495, 4496, 4497, 4498, 4499, 4500, 4501, 4502, 4503, 4504, 4505, 4506, 4507, 4508, 4509, 4510, 4511, 4512, 4513, 4514, 4515, 4516, 4517, 4518, 4519, 4520, 4521, 4522, 4523, 4524, 4525, 4526, 4527, 4528, 4529, 4530, 4531, 4532, 4533, 4534, 4535, 4536, 4537, 4538, 4539, 4540, 4541, 4542, 4543, 4544, 4545, 4546, 4547, 4548, 4549, 4550, 4551, 4552, 4553, 4554, 4555, 4556, 4557, 4558, 4559, 4560, 4561, 4562, 4563, 4564, 4565, 4566, 4567, 4568, 4569, 4570, 4571, 4572, 4573, 4574, 4575, 4576, 4577, 4578, 4579, 4580, 4581, 4582, 4583, 4584, 4585, 4586, 4587, 4588, 4589, 4590, 4591, 4592, 4593, 4594, 4595, 4596, 4597, 4598, 4599, 4600, 4601, 4602, 4603, 4604, 4605, 4606, 4607, 4608, 4609, 4610, 4611, 4612, 4613, 4614, 4615, 4616, 4617, 4618, 4619, 4620, 4621, 4622, 4623, 4624, 4625, 4626, 4627, 4628, 4629, 4630, 4631, 4632, 4633, 4634, 4635, 4636, 4637, 4638, 4639, 4640, 4641, 4642, 4643, 4644, 4645, 4646, 4647, 4648, 4649, 4650, 4651, 4652, 4653, 4654, 4655, 4656, 4657, 4658, 4659, 4660, 4661, 4662, 4663, 4664, 4665, 4666, 4667, 4668, 4669, 4670, 4671, 4672, 4673, 4674, 4675, 4676, 4677, 4678, 4679, 4680, 4681, 4682, 4683, 4684, 4685, 4686, 4687, 4688, 4689, 4690, 4691, 4692, 4693, 4694, 4695, 4696, 4697, 4698, 4699, 4700, 4701, 4702, 4703, 4704, 4705, 4706, 4707, 4708, 4709, 4710, 4711, 4712, 4713, 4714, 4715, 4716, 4717, 4718, 4719, 4720, 4721, 4722, 4723, 4724, 4725, 4726, 4727, 4728, 4729, 4730, 4731, 4732, 4733, 4734, 4735, 4736, 4737, 4738, 4739, 4740, 4741, 4742, 4743, 4744, 4745, 4746, 4747, 4748, 4749, 4750, 4751, 4752, 4753, 4754, 4755, 4756, 4757, 4758, 4759, 4760, 4761, 4762, 4763, 4764, 4765, 4766, 4767, 4768, 4769, 4770, 4771, 4772, 4773, 4774, 4775, 4776, 4777, 4778, 4779, 4780, 4781, 4782, 4783, 4784, 4785, 4786, 4787, 4788, 4789, 4790, 4791, 4792, 4793, 4794, 4795, 4796, 4797, 4798, 4799, 4800, 4801, 4802, 4803, 4804, 4805, 4806, 4807, 4808, 4809, 4810, 4811, 4812, 4813, 4814, 4815, 4816, 4817, 4818, 4819, 4820, 4821, 4822, 4823, 4824, 4825, 4826, 4827, 4828, 4829, 4830, 4831, 4832, 4833, 4834, 4835, 4836, 4837, 4838, 4839, 4840, 4841, 4842, 4843, 4844, 4845, 4846, 4847, 4848, 4849, 4850, 4851, 4852, 4853, 4854, 4855, 4856, 4857, 4858, 4859, 4860, 4861, 4862, 4863, 4864, 4865, 4866, 4867, 4868, 4869, 4870, 4871, 4872, 4873, 4874, 4875, 4876, 4877, 4878, 4879, 4880, 4881, 4882, 4883, 4884, 4885, 4886, 4887, 4888, 4889, 4890, 4891, 4892, 4893, 4894, 4895, 4896, 4897, 4898, 4899, 4900, 4901, 4902, 4903, 4904, 4905, 4906, 4907, 4908, 4909, 4910, 4911, 4912, 4913, 4914, 4915, 4916, 4917, 4918, 4919, 4920, 4921, 4922, 4923, 4924, 4925, 4926, 4927, 4928, 4929, 4930, 4931, 4932, 4933, 4934, 4935, 4936, 4937, 4938, 4939, 4940, 4941, 4942, 4943, 4944, 4945, 4946, 4947, 4948, 4949, 4950, 4951, 4952, 4953, 4954, 4955, 4956, 4957, 4958, 4959, 4960, 4961, 4962, 4963, 4964, 4965, 4966, 4967, 4968, 4969, 4970, 4971, 4972, 4973, 4974, 4975, 4976, 4977, 4978, 4979, 4980, 4981, 4982, 4983, 4984, 4985, 4986, 4987, 4988, 4989, 4990, 4991, 4992, 4993, 4994, 4995, 4996, 4997, 4998, 4999, 5000.

Handbuch der politischen Oekonomie. 4. Hauptabteilung, 3. Teil: Specielle Steuerlehre. Leipzig (1889) 35-42 を参照。租税については、古代ローマの租税がいつまで、どの程度存続したかをめぐって、多くの議論がなされてきた。総じて、メロヴィンガー諸王が、少なくともその前半期までは、それを維持しようと努めたことについては、諸家の間に基本的見解の差はないが、カロリング時代についての評価は大きく食い違っている。メロヴィンガー末期からカロリング期になると租税が事実上消滅ならしめ変質してしまったことを強調するものとして、例えば、Waitz, Georg, Deutsche Verfassungsgeschichte. II. 2. 3. Aufl. (1882) 238-284; IV. 2. Aufl. (1885) 111-124. Brunner, Heinrich, Deutsche Rechtsgeschichte. II. 2. Aufl. (1928) 234ff. フォン・ヨルク『ヨーロッパ世界の誕生』(中村、佐々木訳)昭和三五、六七頁以降、二七二頁以降を参照。他方、古代から中世への「文化連続」を説くフランクは、Dopsch, Alois, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit vornehmlich in Deutschland. 2. Teil, 3. Aufl. (1962) 346-353. 以下、カロリング時代になっても国家の直接税が消滅しなかったことを主張して、注目すべき個々の史料個所を指摘した。ただ、彼もまた、それから一般的租税制度の健全を立論することはさすがに出来なかった。また、フェルディナン・ロットは、地租、人頭税に関する専攻論文 Lot, Ferdinand, L'impôt foncier et la capitation personnelle sous le Bas-Empire et a l'époque Franque. Paris (1928) 107-118. 以下、ローマ起源のこの租税が九世紀いっはいは存続し、カロリング帝国の解体とともに、ようやく消滅の運命をたどったと主張した。かれが論拠として提示した勅令、証書のテキスト個所を、ここで内容的に検討する余裕はないが、それはロット自身も認めるように、余りに少数かつ散在的であり、せいぜい、ローマ起源の租税の遺制があったことを物語るものであっても、「一般の形態を保持した租税」の存在を示すものでは決してなかった。いずれにしろ、フランク王国が有効な再分配機構をとんとど欠いていたという認識は、今日では常識に属するところであり、だから、王権の経済的、財政的基盤が問題とされるとき、租税ではなく、王領地、教会の「國王奉仕」(servitium regis)、レーン制などに研究の目がむけられることになるわけである。

なお、本論稿の執筆後、Mit dem Zehnten fing es an. Eine Kulturgeschichte der Steuer. Hg. v. Uwe Schultz. Mün-

chen (1986) という魅力的な標題の書物が出て、同書所収の Orth, Elisabeth, Vom Königsschatz und Kataster. Die Entwicklung der Steuer im fränkischen Reich. S. 74-86. を読む機会をもらった。ラジオの教養放送のテキストとていう性格上、極めて概括的なものであり、また、特に新しい視野がきりひらかれているわけでもない。ただ、彼女もカロリナー期のフランク王国では、前時代からの若干の遺制を除いて、租税を徴収することが出来なかったと見ている点は指摘しておいてもよいだろう。いわく、「フランク王国で要求された租税、貢租、役務を観察すると、注目すべき結論に導かれる。すなわち、フランク人は明らかに、自らの国家と王のためにかんがりの給付をする心構えはもっていた。しかし、狭義の租税要求に対しては、かれらは断乎として、また悉く成功的に防御した。こうした君主と臣民間の個別的な不都合は、もう一度、十分に注目しておく意味がある。ただし、それは必ずしも不正さへの憤激とか、無産の人頭税負担者の怒りから惹き起されたものではなく、明らかに原則的なことが問題だったからである。すなわち、人々は、王がそもそも租税を要求するという資格に異論を唱えたのである」と(八四頁)。

(3) この重要な概念については、むしろ Helbig, Herbert, Fideles Dei et regis. Zur Bedeutungsentwicklung von Glaube und Treue im hohen Mittelalter. in: A. f. Kulturgeschichte. 33 (1950) 275-306 を参照。

(4) Hernan, Emil S. I., Zum kirchlichen Benefizialwesen im byzantinischen Reich. in: Studi Bizantini e Neolentici. 5 (1939) 657-671, bes. 666ff. によれば、ビザンツでは「初穂」(Primitien) の「十分の一」(Zehnten) の「あくまで任意の給付であって、法的に強制されることはなかった。ユスティニアヌス帝時代に、若干の司教のなかには、「初穂」などの供物を義務的な給付に転換しようとするものがあつたが、皇帝はそうした供物の任意性を堅持し、破門、洗礼拒否などの制裁手段でそれを強制するものは厳しく罰した。」その後の時代になつても、義務的な貢租が俗人から「教会によつて」取りたてられたということは、全く聞かれない。「しかし、このような任意の供物と、十一世紀中葉イザーク・コムネノス帝の新法に登場する「カノニコン」とよばれる教会税との関係は必ずしも明らかではない、といわれる。

(5) シュミットは上掲論文(註1)の冒頭で、十四世紀前半、南イタリアの一法学者によつて書かれた次のような文章を紹介している。「……しかし、皇帝ユスティニアヌス陛下は、睡魔に負けたためか、戦争の心配に押し潰されたためか、ローマ法の中に十分の一税のことを書きこまなかった。……法学者たちもまた、デイゲスタ諸巻の編纂に際して、十分の一税のことは驚

ヘンの先端にひっかけたままにとどめた。」Biagio de Morcone (1283/93-1350), *De differentiis inter Ius Langobardorum et Ius Romanorum tractatus*. (1323/1333).そして、シキートはこの文章にコメントを加えて、西欧中世の学者にとって全く自明なキリスト教徒の義務である「十分の一税」が、「教会の諸権利の保全にあれば厚く配慮しているローマ法の皇帝編纂物の中に全く言及されていないことに対する驚きを、これは表わしている」と述べている。

(6) 邦文献としては、吉田道也氏の二論文、「十分の一税」の成立、九州大学『法政研究』一九一四(一九五一年)四二九—四四頁、「十分の一税」権者、同誌二〇—二一・三・四(一九五三年)四〇三—四四二頁を挙げることができる。本稿は、吉田氏のこれら先駆的研究、とりわけ第一論文を補足する意味をも持つであろう。

一、研究史管見

十分の一税に関する研究文献を調査してみても、筆者の受けた印象は、これが、西欧における中世史研究一般の恐るべき分厚さの中では、やや手薄い部分の一つに属するのではないかということである。しかし、そうは言っても、十世紀いろいろな文献点数は十分膨大であって、それを全体として通観することは困難であり、また、それ自体、あまり有益な作業とも思われないので、ここでは、十分の一税の研究がこれまでどのような関心からなされてきたか、という点に注目しながら、重要な文献だけを挙げておこう。

宗教改革とともに、中世いろいろの教会財産制度に対する批判が声高になるが、その一環として、十分の一税についても、その正当性と合理性をめぐってホットな論争が展開され、多くの宗教・政治的トラクトツが書かれた。⁽¹⁾この争いは、現実的には、カトリック諸国においても、遅かれ早かれ、「教会」十分の一税の廃止ないし償却という形で決着をつけられたが、その余韻のなかで始められた十分の一税に関する学問的研究は、主に二つの関心から発したものの⁽²⁾

ようである。一つは、当時なお、俗人領主ないし地主を収取権者とし、同じく「十分の一」とよばれる生産物地代が広汎に存在し、その処理をめぐってしばしば権利の起源論争にまで及ぶ争いが絶えなかつた事情を背景として、広く十分の一税の歴史的起源と法的性格とを考究し、とくに「世俗的」十分の一のルーツを独自のものとして論証しようという研究である。⁽³⁾ もう一つは、長い生命を閉じたばかりの「教会」十分の一税なる制度を、いわば歴史にとどめようという大体はカトリック教会側の関心からする研究であり、十九世紀後半にはヨーロッパ諸国で、制度の起り、神学的根拠、教会法上の取扱いとその変化などをひと通り広く概観した作品がいくつか書かれた。⁽⁴⁾

二十世紀に入るとすぐ、ドイツとフランスで相ついで、本格的な十分の一税研究の出発点をなすような業績が、それぞれ若い研究者の学位論文として発表された。一方は、ベルリン大学文学部で文書学のタンゲルの指導下に成ったエルンスト・ペレルスの『カロリナー王国における教会十分の一税』⁽⁵⁾であり、他方は、ディジョン大学法学部で中世法史家シャンポールの門弟ポール・ヴィアールが作成した『教会十分の一税の歴史——グラティアン教会法までのフランスを中心として——』⁽⁶⁾である。ペレルスの論文は、小篇ながら、カロリナー期の勅令、教令、証書史料の中から十分の一税に関する箇所を残らず探索し整理した初の試みであり、七年後にかれが『古文書学雑誌』に発表したカロリナー王権の十分の一税強制措置のはじまりに関する論稿⁽⁷⁾とともに、ドイツ学界での標準的理解を形成するものとなった。また、ヴィアールの作品は、古代末期から十二世紀にいたる十分の一税の歴史全体を、その理念的側面から制度の細部にまでバランスよく目配りしながら、平明かつ総合的に叙述した佳作である。かれは、その後なお数篇の著書、論文⁽⁸⁾をもって、十分の一税の考察を十五世紀末まで拡げており、その研究の規模と総合性において今日でもこれを超えるものは現われていない。

ところで、十分の一税は、初期中世いらい教会の最も重要な財源の一つであったから、教会財産法・制度への関心

からしてもそれが考察の対象とされたのは当然である。したがって、教会史、教会法史の総合的・体系的諸教本はいずれも、多かれ少なかれ、この制度についての記述を含んでおり、そのあるものは単なる教科書的説明の域をこえた重要性をもっている。しかし、ここでは、著名な教会法学者によって書かれた十分の一税に関する専攻論文だけに限って、つぎの四点を挙げるにとどめる。第一は「私有教会権」の理論をもって教会恩貸制の歴史を分析したシュトゥッツによる「カロリンガー王権の十分の一税強制命令」の研究、第二はフランス教会財産制度史に大研究を捧げたレーヌの論稿「九・十世紀の教会所領に関する十分の一税」、第三は、司教領と聖堂参事会領への財産分割という動向を軸にして教会財産法史の大著をまとめたグラーツのペーシュルによる「新開拓地十分の一税」の研究、そして第四は、教会法史全五巻を著わしたウィーンの教会法学者プレヒルによる著書『オーストリアの教会十分の一税』である。とくに、シュトゥッツの論文は、教会に対する「十分の一」給付の「租税化」の始期と動機いかにという問題を改めて学界に提起したものとして、その後の議論にかなり大きな影響を及ぼした。

十一世紀後半のドイツ諸地方（例えば、ヘッセン、テューリンゲン、オスナブリュック）で派手に争われたいわゆる「十分の一税闘争」が、十分の一税研究へのもう一つの機縁をなしている。この闘争は、十分の一税成立当初から、いつの時代、どの地方でもみられたその徴収権をめぐる個別的争奪紛争ではなく、司教座聖堂と大修道院の間で、司教管区全域ないし修道院領全体のスケールで権利の帰属を争うものであった。しかも、この「闘争」は、ヨーロッパ的規模での教会改革と「叙任権闘争」の動きのただ中で、直接、間接その影響を受けながら展開されただけに、十九世紀いらい多くの学者の注目をひいてきた。しかし、この関心からする戦前の諸研究は、十分の一税史の研究としては、おしなべて、局地的問題説明への寄与以上の意義をもたない。それに対して、オスナブリュックの「十分の一税闘争」を扱ったイエシュケの一九六三年の学位論文は、もっと広いパースペクティヴのもとで、この「闘争」を考察

しようという一つの新しい試みである。その際かれの用いた手法は徹底的に文書学的であり、当時、法廷闘争のために偽作された多くの証書を含む関係史料の厳密極まりない検証に論文の大半があてられている。恐らくこれは、十分の一税史の研究としてよりも、十一世紀の文書世界の研究として、より大きな意義をもつものといふべきかもしれない。

さて、十分の一税の徴収実態を知りうるような事務書類のたぐいは、中世期にはほとんど残されていない。それにもかかわらず、制度的たてまえ論にあきたらず、多少とも制度運用の現実に迫ろうとすれば、そうした社会史的関心に対して開かれていた道は、地域史研究の方法しかない。ただ、特定地域に考察を限った十分の一税研究は、極めて多数にのぼるものの、だいたいは断片的な史料紹介か個々の問題側面の指摘に終わっているなかで、ひととき注目すべきのは、これまた二つの学位論文、すなわち、ヘルシンキのクローヨの研究⁽¹⁵⁾とミュンスターのグルーナの研究⁽¹⁶⁾である。

とくにクローヨは、北欧に導入された十分の一税制度の祖型たるハンブルクブルーメン大司教区のそれについて、カロリンガー期から中世末期にいたるまで、広く、また具体的に考察し、一般的教会税の「私権化」の様相と、税徴収の現実とをある程度まで実証することに成功した。

このように、十分の一税の研究が広く各国の研究者によってなされていることは、現象そのものの拡がりからして当然であるが、この分野についても、戦後、アメリカの研究者による大きな貢献が特筆されなければならない。まず、ボイドの『中世イタリアにおける十分の一税と教区』⁽¹⁷⁾は、副題が示すように、十九世紀に教会十分の一税が廃止されたにもかかわらず、それとは性格を異にする地代だという理由で存続させられた「世俗十分の一」をめぐる係争が、いまだに納まらないという状況をふまえて、およそ十分の一税の歴史的根源を中世にさかのぼってつきとめ、それが変化して多様な形態をとるにいたった経過を明らかにしようとした力作である。彼女のスケールの大きい通時的考察

は、多くの基本的問題点について貴重な知見をもたらしている。とくに、十分の一税徴収の本来的枠組たる教区制の形成・変容過程との関連においてそれを考察するという困難ながら有効な作業をなしたことは、極めて高い評価に値するところだろう。

最後に、ハーヴァードの教会史家コンスタブルの『修道院の十分の一税——起源から十二世紀まで——』⁽¹⁸⁾は、標題が予想させるより遙かに広い内容を含む研究である。かれが主題として追究したのは、初期中世の教会理論からして、もともと十分の一税の徴収権をもたなかったばかりか、逆に納入義務を負うものとされていた修道院が、その徴収権を事実的にも教会法上も確立するにいたる経過の解明であるが、こうした課題は、十分の一税全体の発展史を視野に収める枠組設定の中でしか十分に解きえないことは言うまでもない。もちろん、かれの研究には、主題の性質上、例えば、十分の一税の俗人徴収権者に関する考察が極めて小さい比重しか占めていない、などの不満が残るのはやむをえないが、全体として、研究史への慎重な配慮と史料操作、史料批判の厳密さは、この研究の信頼性を十分に保障しており、とくに、初期中世の十分の一税史の叙述に関する限り、筆者のみるところ、これが今日までの研究史を通じて最高の到達点を示していることは、まず間違いない。また、同じ著者が独立の論文として発表した“Nona et decima”⁽¹⁹⁾は、十分の一税研究史百年来の躓きの石だったこの概念の意味と現実とを、はじめて解明した画期的研究である。その内容については後に改めて論ずることになるので、ここではふれないままにとどめておく。

(1) 例えは、Selden, John, *The history of tithes, That is the practice of payment of them, the positive laws made for them, the opinions teaching the right of them.* London (1618). Prideaux, Humphred, *Tractatus de origine et iure decimarum.* London (1730). D'Hauteterre, Antoine Dadin, *De censibus, decimis et oblationibus.* Toulouse (1651). Moneta, Giovanni Pietro, *Tractatus de decimis.* Rom (1599 u. 1618). D'Outrepoint, Essai historique sur l'origine de dixmes. Paris (1762). Bohmer, Georg Ludwig, *De origine et ratione decimarum in Germania.* Göttingen

- (1749). などが影響力の大きかったものである。十六世紀から十九世紀前半までの文献については、Pöschl, Arnold, Der Neubronnzehent. in: Archiv für katholisches Kirchenrecht. 98 (1918) 22ff. を参照。
- (8) Marion, Henri, La dime ecclésiastique en France au XVIII^e siècle et sa suppression. Bordeaux (1912). Reprint Genève (1974). Meurer, Christian. Das Zehnt- und Bodenzinsrecht in Bayern. Stuttgart (1898). Kopp, Adolf, Zehntrecht und Zehntablösung in Baden. Freiburg i. Br. (1899).
- (9) 十分の一税の世俗起源を論ずる問題については、Birnbäum, Johann Michael Franz, Die rechtliche Natur der Zehnten aus den Grundeigentumsverhältnissen des römischen und fränkischen Reichs, historisch entwickelt. Bonn (1831). Pöschl, Arnold, Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft. XI. Heft 1. (1842), bes. S. 34ff. auch in: Vermischten Schriften. II (1850, Neudruck 1968) Nr. 15, 16. について批判を加え、それが十九世紀中葉の教科書的な教会史、法制史叙述に用いられた。なお、世俗的十分の一貢租がとくに大きな現実的係争問題となったイタリヤの状況については、Boyd, C. E. op. cit. 1-25. (本書の註一) を参照。
- (10) 註の「著者」は、Hochgürtel, Jean, Beiträge zur geschichtlichen Entwicklung der kirchlichen Zehnten im fränkischen Reich. Bonn (1879). Charke, A history of tithes. London (1894). Landsdell, Sacred tenth or studies in tithes giving. London (1906). Cassani, Giacomo, Origine giuridica delle decime ecclesiastiche in generale e delle centesi in patricolare. Bologna (1894) などなど、多数がある。なお、その中の「タム」・「ホーランド」の語は、Pöschl, A. op. cit. (註一) S. 30, A. 6, 7 を参照。
- (11) Perels, Ernst, Die kirchlichen Zehnten in karolingischen Reiche. Diss. Berlin (1904).
- (12) Viard, Paul, Histoire de la dime ecclésiastique, principalement en France, jusqu'au décret de Gratien. Diss. Dijon (1909).
- (13) Perels, Ernst, Die Ursprünge des karolingischen Zehntrechtes. in: A. f. Urkundenforsch. 3 (1911) 233-250.
- (14) Viard, Paul, Histoire de la dime ecclésiastique dans le royaume de France aux XII^e et XIII^e siècles. Paris (1912). do, La dime ecclésiastique dans le royaume d'Arles et de Vienne aux XII^e et XIII^e siècles. in: ZRG. IKA.

- 32 (1911) 126-159. do. L'évolution de la dime ecclésiastique en France aux XIV^e et XV^e siècles. in : ZRG. KA. 34 (1913) 107-140.
- (8) Stutz, Ulrich, Das karolingische Zehntgebot, zugleich ein Beitrag zur Erklärung von c. 7 und 13 des Kapitulars von Heristal. in : ZRG. GA. 29 (1908). do., Geschichte des kirchlichen Benefizialwesens. 2. Aufl. Aalen (1961).
- (9) Lesne, Emil, La dime des biens ecclésiastiques aux IX^e et X^e siècles. in : Rev. d'hist. eccl. 14 (1913). do., Histoire de la propriété ecclésiastique en France. 6 vols. in 8, Lille (1910-43).
- (11) Pöschl, Arnold, Der Neubruchzehnt. in : Arch. f. kathor. Kirchenrecht. 98 (1918). do., Bischofsgut und Mensa Episcopalis. 3 Teile, Bonn (1908-1912). 各巻' 各巻のノートに大学博士論文を註記し、' Das karolingische Zehntgebot in wirtschaftsgeschichtlicher Bedeutung. in : Die feierliche Inauguration des Rektors des Grazer Universität Graz (1927 /28) 15-44 の註文に引く論文である。
- (12) Plöchl, Willibald, Das kirchliche Zehntwesen in Niederösterreich. Ein Beitrag zur mittelalterlichen kirchlichen Rechtsgeschichte und Geschichte Österreichs. Wien (1935). do., Geschichte des Kirchenrechts. 5 Bde. 2. Aufl. Wien /München (1960-1969).
- (13) 1) 1) Pöschl, Arnold, Die Zehntstreitigkeiten zwischen Eduard, Lambert von Hersfeld und der Zehntstreit zwischen Mainz, Hersfeld und Thüringen. Diss. Marburg (1879). Philipp, Friedrich, Zehnten und Zehntstreitigkeiten, in : MIOG 33 (1912). Schmid, Heinrich Felix, Der Gegenstand des Zehntstreites zwischen Mainz und den Thüringern im 11. Jahrhundert und die Anfänge der decima constituta in ihrer kolonisationsgeschichtlichen Bedeutung. in : ZRG. GA. 43(1922). Hölk, Erwin, Zehnten und Zehntkämpfe der Reichsabtei Hersfeld im frühen Mittelalter. Marburg(1933). Lübeck, Konrad, Zehntrechte und Zehntkämpfe des Klosters Fulda. in : Arch. f. kathor. Kirchenrecht. 118 (1938). 各巻' 「十分の一税闘争」を主題として、その研究の経過、サマリー、王朝期の十分の一税制度を通過した研究として、Wieder, Erika, Kirchenzehnt in Deutschland zur Zeit der sächsischen Herrscher. Diss. Mainz (1930). 各巻である。
- (14) Jäschke, Kurt-Ulrich, Studien zu Quellen und Geschichte des Osnabrücker Zehntstreits unter Heinrich IV.,

- Diss. Bonn (1963). in : *AHD* 9/10 (1963/64), 11/12 (1965/66).
- (15) Kuujio, E. O., *Das Zehntwesen in der Erzdiözese Hamburg-Bremen bis zu seiner Privatisierung*. Helsinki (1949).
- (16) Gruna, Klaus, *Untersuchungen zum Zehntwesen in den westfälischen Bistümern von den Anfängen bis zum Ende des 13. Jahrhunderts*. Diss. Münster (1953).
- (17) Boyd, Catherine E., *Tithes and parishes in medieval Italy. The historical roots of a modern problem*. New York (1952). do., *The beginnings of the ecclesiastical tithes in Italy*. in : *Speculum* 21 (1946).
- (18) Constable, Giles, *Monastic tithes, from their origins to the twelfth Century*. Cambridge (1964).
- (19) Constable, Giles, *Nona et decima. An aspect of Carolingian economy*. in : *Speculum* 35 (1960).

二、カロリンガー時代までの「十分の一」

初期中世の西欧世界においてキリスト教徒の果すべき義務として要求された「十分の一」給付は、直接、聖書に根拠をもっていた。⁽¹⁾ 例えば、『レビ記』には、「主が、シナイ山で、イスラエルの人々のために、モーセに命じた戒め」として、「地の十分の一は地の産物であれ、木の実であれ、すべて主のものであって、主に聖なる物である。……牛または羊の十分の一については、すべて牧者のつえの下を十番目に通るものは、主に聖なる物である」(二七・30—34、日本聖書協会訳による。以下同じ。)と述べられている。また、中世の教会諸立法が「十分の一」に関連してしばしば引用した『マラキ書』は、「十分の一」給付を怠って「神の定めを離れた」イスラエルの人々に対する「主の言葉の託宣」として、「あなたがたは、のろいをもってのろわれる。あなたがたすべての国民は、わたしの物を盗んでいるからである」(三—九)と述べるとともに、「わたしの宮に食物のあるように、十分の一全部をわたしの倉に携

えて」くるならば、「わたしは食い減ぼす者を、あなたがたのためにおさえて、あなたがたの地の産物を、減ぼさないようにしよう。また、あなたがたのぶどうの木が、その熟する前に、その実を畑に落すことのないようにしよう」と、万軍の主は言われる」(三・10—11)と書いてある。

しかし、こうした旧約の「十分の一」は、そのままキリスト教会に継承されたのではない。初期のキリスト教徒が置かれた厳しい状況は、そうした取り澄ました制度をもってよく対応できるものではなかった。だから、新約は「十分の一」のことなどは、ほとんどまともに取り挙げていないのであるが、例えば『マタイによる福音書』の次の二つの箇所、「偽善な律法学者、パリサイ人たちよ。あなたがたは、わざわざいである。はっか、いのんど、クミンなどの薬味の十分の一を宮に納めておりながら、律法の中でもっと重要な、公平とあわれみと忠実とを見のがしている。それもしなければならぬが、これも見のがしてはならない」(二三—23)、「わたしは言っておく。あなたがたの義が律法学者やパリサイ人の義にまさっていなければ、決して天国にはいることはできない」(五—20)、から、初期教会の「十分の一」に対する基本姿勢を一応はうかがうことができる。初期のキリスト教徒は、十分の一どころか、恐らく何倍もの私財を進んで挙出することにより、教会と貧しい仲間を支えたであろう。リヨンのイレナエウス(Ca. 130—ca. 200)は、旧約の「十分の一」要求は、福音書の「持ち物を売り払い、貧しい人々に施しなさい」(『マタイ』一九・21)という命令によって置きかえられたものと論じ、カルタゴのキプリアヌス(200—258)は、現にキリスト教徒の行っている自発的挙出を、律法のいう取得の十分の一と「みなしうる」ものだと述べている。⁽³⁾

「十分の一」給付がキリスト教徒の義務とされるにいたった時期と経過についてはほとんど知られていない。三八〇年ごろシリアで編まれた私撰の教会法集、いわゆる『使徒教憲』(Constitutiones apostolicum)が教会による「十分の一」給付要求を記した最初の文書といわれているが、⁽⁴⁾かりにこれを認めるとしても、その制度が東方の教会にお

いてすら実施されなかったことは、爾後の歴史に照して明らかである。また、ローマ帝国によるキリスト教の国教化にもかかわらず、帝国の側から、教会への金品供出制度を導入ないし普及させる措置がとられなかったことは、すでに述べた通りである。四・五世紀の神父たち、例えば、ヒエロニムス (Ca. 342-420) やアウグスティヌス (354-430) は「十分の一」給付を義務なる行いとして論じているが、一時代のちの論者と違って、その義務的性格を強調することに重点を置いてはいない。

ところが、五世紀末から六世紀になると、教会に「十分の一」を納めるといふ慣行は、南ガリアを中心としてかなり確立したのになっていたらしい。アルルの修辭学者ボメリウスは、四九六年の著作において、キリスト教徒による「十分の一」挙出を一種の制度として前提した上で、それが既に入々の心に深刻な弊害を挑発していることを述べている。また、西ゴート支配末期からフランク支配初期にかけて西方教会の指導的地位にあったアルル司教カエサリウス (470-529) は、「説教」の中でしばしば「十分の一」問題を取りあげて論じた。⁽⁷⁾ かれは、聖書と神父の教えを巧みに引用しつつ、全収入の「十分の一」を聖職者と貧者のために教会へ挙出することは、キリスト教徒にとって、まず第一に果さなければならぬ基本的な宗教的義務だと説く。土地の産物なきものは、軍人給与や商業収入から、その「十分の一」を支払うべく、永遠の救済はこれを誠実に納めるかどうかに依存するのだ、とカエサリウスは言う。そして、かれは、「十分の一」支払いを拒絶する者は、神の財産の盗人、飢えて死んだ貧者の殺害者として、最後の審判の法廷で裁かれるだろうと警告する。「十分の一」を主題としたカエサリウスのある「説教」は、のちにアウグスティヌスのそれと信じられて、中世を通じて広く流布された。⁽⁸⁾ また、コンスタブルの指摘するところによれば、かれの考えは、同じく南ガリアの出身とされる聖ビルミヌス——ライヘナウ修道院の開祖で、アレマンン人の使徒とよばれる——を経て、カロリンガー王権の十分の一税立法に影響を及ぼしたといわれているが、それはともかく、カ

エサリウス期までの南ガリアに、「十分の一」給付制度が先端的に成立、普及していたことだけは疑いない。⁽¹⁰⁾

なぜ、この時期の南ガリアにおいてなのか、という問いに答えることはいまのところできないが、恐らく、ここが当時、トゥールーズを中心とするアリウス派の西ゴート王権の支配下に置かれていたという状況⁽¹¹⁾と無関係ではないと推測される。ローマ帝国の属州行政装置が機能を停止した後に、民生と民心を支え維持する任務は、教会組織がいかに担当しうるものはなかったであろう。しかも、「異教的」王権の支配下で、一切の庇護を奪われたカトリック教会がその任務を果すためには、教会構成員の自助努力を最大限に組織する以外に他の方法はまずあるまい。こうした自助努力の一つとして、旧約の律法に裏づけをもつ「十分の一」挙出が、教会の側からすべての信者に対して積極的によびかけられる可能性は、かなり自然に想像されるのである。この点で、イタリアの事例は一つの傍証を提供する。ポイドの研究によれば、⁽¹²⁾イタリアの史料に「十分の一」給付が初出するのは、ようやく七世紀末のことであるが、すでに五世紀から認められる“collectio”ないし“collatio”とよばれる教会の金品徴募は、任意で不定量の挙出要求ではあったが、機能上「十分の一」の前身とみなしうるものだといわれる。そして、六世紀末、ランゴバルド族に追われたミラノからの聖職者、俗人でふくれ上るジェノヴァでは、その“collatio”が定期・強制的賦課に転換され、ある盲人からも徴収されたことが、グレゴリウス大皇帝の一書簡から知られるというのである。西方キリスト教会における「十分の一」給付は、「異教的」異民族支配のもとに置かれた教会的先進地帯の、それへの対応として始まったのかもしれない。

ところで、教会が機関として、はじめて「十分の一」の挙出のために介入したことを示す史料は、五六七年、トゥール大司教管内の四司教が教区民にあてた教書⁽¹³⁾である。教書は、戦乱と動揺の時代状況に神の怒りをみた後、「アラブラハムの範にしたがい、すべての貯えのうちの十分の一を神にさしだす」ことを「この上なく熱烈に勧奨する」⁽¹⁴⁾。

その際、使用目的として指摘されているのは、一般的な貯えの必要のほか、貧者の救済と捕虜の買い戻しである。また、教書は後段で、その目的のために物財の挙出に加えて、さらに、「一人びとりが己れの奴隷たちの中から十分の一を支払うこと」(*unusquisque de suis mancipiis decimas persolvere*)を要求する。しかも、奴隷を持たないものは一トレミッシス(金貨三分一ソリドゥス)を支払えという形で、この要求は全員に対して一般化されている。恐らく奴隷を家畜と同様にみなし、家畜「十分の一」にならうて奴隷「十分の一」をつくりだしたと思われるこの教書の規定は、他に類例をみないものであり、それだけに、こうした慣行の普及度を推測することはできない。また、この教書で、司教たちが信者に「十分の一」の挙出を要請する際、かれらの心に神の罰を説くのみで、教会の制裁をもち出していないことも注目されてよい点である。

五八五年、マコン教会会議の決定は、「十分の一」に関し、今日伝えられている限り最初の教会立法であるとともに、その納付義務をはじめて教会の制裁権によって強制したものである。その第五教則は、衰弱した信仰を復興する必要性を指摘した後に、つぎのように定める。「したがって、われらは決定する。信者らにより古き慣行が復興され、すべての人が教会の典礼執行者に十分の一を給付すべきことを、そして、聖職者は、まずそれを貧者の必要と捕虜の買戻しにあてたのち、その祈りによって人民に平和と福祉とをもたらしべきことを。然して、われらの有益な決定に従わぬものがあれば、教会団体から永遠に排除されるべし」と。ここにおいて、「十分の一」は、教会法により、破門の制裁のもとで強制される教会賦課になった。ただ、この教会法、すなわちマコンの教則の妥当範囲については見解の差がある。しかし、マコン教会会議の人的構成が、厳密には、フランク王国全体をカヴァーしていなかったといえ、その決定は実質的にフランク教会の基本線をなし、また、のちにクロタール二世のもとで再統一された王国全土に及ばされた、と想像してまず誤りはあるまい。

「十分の一」に関する七、八世紀の史料は決して多くはないが、かなり広い分布を示している。アルルのカエサリウスの影響が濃厚に認められる〈*Thomina sacra*〉は、今日の研究では七世紀前半の南ガリア＝西ゴート文化圏の作品だと結論されているし、また、旧約からの豊かな引用で「十分の一」支払、義務を説く〈*De singulis libris canonicis scripturis*〉(『教義拾遺』)の著者と目されるビルミヌス⁽¹⁷⁾は、上述のように、アレマンネン人の使徒とよばれた聖者であった。聖エリギウス(一660)に帰せられる説教の一つは、「貧者と教会への挙出」という形で神に対する「十分の一」を納めるよう信者に説いているが、かれの活動舞台はノワイヨンを中心とする北フランスである。ジギベルト二世がシュバイアー教会に、六五三年、同地域の王領収入「十分の一」を寄進した事例も、広い意味での「十分の一」という考えの拡がりを示す材料には一応なるだろう。ボイドは、七世紀末から八世紀前半のイタリヤについて、ランゴバルド貴族が所領収入の「十分の一」を教会に寄進した事例をいくつか報じている。七世紀末のイングランドにおいても、「十分の一」が広く行われていたことは確実である。ベダの『教会史』は、リンデイスファーン司教エアドベルクト(六八七年就任)が、神の命令を厳しく守る人物であって、「それ故かれは律法通り、毎年、家畜の十分の一のみならず、あらゆる畑作物や果実、それに衣服の十分の一をも貧者に与えた⁽²¹⁾」と記している。さらに、カンタベリー大司教テオドル(669—690)の名を冠してよばれるが、実際には、八世紀初頭に成立したものと考えられる『贖罪規定集』(Penitential of Theodore of Canterbury)⁽²²⁾は、「十分の一」の挙出を自明の義務として前提した上で、司祭や極貧者だけをその納入から免除している。⁽²³⁾この『規定集』は、その性格上、司牧実務における適用を目的として作られた文書であるだけに、他の史料以上にその時代のイングランドにおける実際の社会慣行をよく表わしているものと思われる。しかも、『テオドルの贖罪規定集』は、その後、アングロサクソン人布教者を通じて、大陸でも広く流布・適用されたことが知られており、したがって、「十分の一」についても、その理念と実践とを普及せしめ

るのに大きな役割を果たしたものと考えられる。⁽²⁴⁾

以上みてきたように、八世紀の中葉までには、ブリテン諸島からイタリアにいたるまで、キリスト教徒が生産物ないし収入の十分の一を教会に納付するという慣行は、実際にもある程度一般化していたとすることができる。そのことは、フランク王国の東部でも例外ではなかったようで、七四八年、教皇ザカリアスがボニファチウスを経てフランク人貴族にあてた教書⁽²⁵⁾がよい証言を伝えている。その中で教皇は、かれらが教会や修道院を建立するなどの善行をなしていることを讃えるときにも、「十分の一」の分配と使途について、つぎのような指示を与える。すなわち、「教会にもたらされる信者の「十分の一」を分配する権限は、納付者のもとにあるのではない。けだし、聖なる教父たちの定めは、司教がそれを四つの部分に分けることを規定しているからである。……〔まず司教と聖職者の分を。〕けだし、『祭壇に奉仕している人たちは祭壇の供え物の分け前にあずかる』〔コリント・一、9—13〕と記されているからである。またその中から、貧者のための施しが準備されなければならない』〔コリント・一、9—13〕と記されているからである。またその中から、各々の上りに応じてまかなわれなければならない」と。⁽²⁶⁾「十分の一」の分配方式については、後で論ずるから、ここでは立ち回らないが、この教書は、ローマ教皇が「十分の一」について行ったはじめの實踐的発言であり、その意味で、「十分の一」はいまや、西方教会における共通の成熟した制度として認められるようになった、と見ることが許されるだろう。もっとも、一口に西方教会といっても、その内部に大きな地域差があったことはいうまでもなく、フランク教会やアングロ・サクソン教会は、「十分の一」を、少なくともたてまえ上は、教会への強制的給付として要求していたのに対し、ランゴバルド教会を含むイタリアでは、それはなお、基本的に個人の自発的な献納にとどまっていたようである。⁽²⁷⁾

(1) 旧約聖書における「十分の一」とその多様性については、Zelnupfund, R. Zehnten bei den Hebräern. in: Realency-

- (12) Boyd, op. cit. p. 28—32.
- (13) MGH, Concilia. I. 136—138. 1) の条の年代雜記に「571年」 De Clercq, Carlo, La législation religieuse Franque de Clovis a Charlemagne. Étude sur les actes de conciles et les capitulaires, les statuts diocésans et les règles monastiques (507—814). Louvain/Paris (1936), 45 を参照。
- (14) Illud vero instantissime commoneamus, ut Abrahæ documenta sequentes decimas ex omni facultate non pigeat Deo pro reliquis, quæ possiditis, conservandis offerre,…….
- (15) MGH, Concilia I. 167. Unde statutus ac decernimus, ut mos antiquus a fidelibus reparetur et decimas ecclesiasticis famulantibus ceremoniis populos omnis inferat, quas sacerdotes aut in pauperum usibus aut captivorum redemptionem prerogantibus suis orationibus populo pacem ac salutem impetrent. Si quis autem contumax nostris statutis saluberrimis fuerit, a membris ecclesiae omni tempore separetur.
- (16) ヒューゴがトロンの教会會議を「一種のシノダのシノドゥス」とするのに対し、(Hefele, Carl Joseph, trad. par H. Leclercq), Histoire des Conciles. III. Paris (1909), 208.) ヴィアールは、それがブルグントに限られた、ならしはブルグントを中心とした諸大司教区にまたがる會議であつて一般性をもたないことを強調する(Viard, op. cit. 58—60)。ド・クレルクは、ブルグント分國王グントラムによつて召集されたこの會議に、チルデニルト二世治下のアウストラシアからの出席者がいなかったことは認めるものの、実質六四司教区をおおう(次席三)この會議が「一つの國家教會會議」としての重要性をもちつゝたと主張する(De Clercq, op. cit. p. 51f.)。
- (17) Constable, op. cit. 23. n. 24. (Scarapsus) が八世紀はじめ、ヒルミヌスにより、北ガリアのモーで書かれた、とするイェンカールの結論をコンスタブルは採用してゐるが、その点については、Angenendt, op. cit. S. 55f. は深刻な疑問を提起してゐる。
- (18) MGH, SS. Merov. IV. 753, 755.
- (19) MGH, Diplom. Folio, Nr. 24.
- (20) Boyd, op. cit. 33—35.

- (21) Venerabilis Bedae Historia Ecclesiastica Gentis Anglorum. ed. Günter Spitzbart. 2 Ede. Darmstadt (1982) II. 422 (IV. 29).
- (22) Finsterwalder, Paul W., Untersuchungen zu den Bussbüchern des 7., 8. und 9. Jahrhunderts. I : Die Canones Theodori Cantuariensis und ihre Überlieferungsformen. Weimar (1929). 1) の史料価値を論ずるに「十分」の Constable. op. cit. p. 25. m. l. を参照。#22' Schieffer, Theodor, Reichskirche und Landeskirchen des 7. Jahrhunderts. in : Hb. d. Europ. Gesch. I. Stuttgart. (1976) S. 525. Buchner, Rudolf, Beihelt zu Wattenbach-Levison, Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter : Die Rechtsquellen. Weimar (1935) S. 68. を参照。
- (23) 例を以て Presbiter decimas dare non cogitur. (VII, 2, 8) を以て Tributum ecclesiae sit, sicut consuetudo provinciae, id est ne tantum pauperes in decimis aut in alioibus rebus vim patientur. (V II, 14, 10) を以て規定。
- (24) 研究者の中には「十分一税」制度の大陸での普及を第一義的にモンテロ・サミンからの影響に帰せようとする者があるが、(例を以て Boyd, op. cit. p. 33) の傾向が強いが、それは明らかに過大評価と云うべきである。とて、「十分の一」の起源をローマの諸島に求めようとする見解に対するコンスタブルの批判は説得力がある。Constable, op. cit. p. 25-27.
- (25) MGH. Epistolae, III. 365. Briele des Bonifatius, Willihalds Leben des Bonifatius. bearb. v. R. Rau. Darmstadt (1968) 276-283. 特に名をあげられた三人のうち四名は「ノルダ修道院を以てマンの証書(偽文書)に praefecti (伯)と云う」を以て。
- (26) Decimas vero fidelium, quae in ecclesiis offerentur, non sint in potestate offerentis ad distribuendum, quoniam sanctorum patrum constituta continent quattuor exinde ab episcopo debere fieri portiones.....Scriptum est enim : De altare debet vivere, quisquis altari mancipatur. Inde enim elymosina pauperibus subministrari debet, inde aedificia esse ecclesiarum, inde coopertoria altarium, inde ornamenta per unanquamque ecclesiam, ut habuerit accessum.
- (27) Boyd. op. cit. p. 36. n. 36

三、カロリナー王権による十分の一税の強制

カロリナー・フランク王権の劇的な登場、そのローマ教皇権との運命的な同盟——ヨーロッパ史の方向を定めたとこの出来事が、国制史の局面でひき起した一つの大きな変化は、神権的政治体制へのとどめ難い傾向であった。すなわち、いまや、国王の政治的諸施策は、何よりもまず、神の代理者 (vicarius Dei) としての責務遂行という根本目標に照して意味づけられ、評量され、方向づけられた。このような神権政治的観点からするとき、神の人民 (populus Dei) の組織体たる「教会」の改革と育成という政策に、最優先の重点が置かれるのは、まことに当然のことであった。ビビンもカールも、「教会の嚮導者」(rector ecclesiae) として、教会を改革し育成するための政策を精力的に展開したが、このカロリナー朝最初の二人の王によってうちだされた教会十分の一税強制命令は、まさに、そのような大きい政策潮流の一環に位置するものであった。

国王が教会への「十分の一」納付を命令した最初の事例は、諸研究者により七六五年と年代確定されている、ビビンのマインツ司教あて勅書(後述)であるが、それに先立つこと約十年、バイエルン地方の教会会議は、その決議の中で、「十分の一」徴収のために世俗権力が介入するよう、はじめての要請を行なった。それは、バイエルンが公国としてのまとまりを維持しつつも、全くビビンの宗主権のもとにあった七五六年、オーバーバイエルンの大公廷館アシュハイムに、ラント教会の指導者と世俗有力者が集って開かれた「教会会議」|| 「ラント会議」(maxime congregatio iura synodali) の決議であり、この時作成された文書は、未成年の大公タッシロ(三世)にあてた要請という形式をとって書かれている。その第五項目は、神への「十分の一」提供が回避しえぬ義務であることを「予言者の言葉」で

示したのち、つぎのように述べる。「したがって、もし何びとか、司祭の故にまたは音階のために、十分の一を神に支払おうとしない者があれば、殿下の力による命令がくだされて、倍額の教会貢租を支払わせるべく、また、罪ある者に対しては、殿下の処罰が適宜くだされるべきことを」と。⁽⁵⁾

「十分の一」不払い者から倍額を徴収するという罰則は、後にも先にも例を見ないのであり、また、この教会会議の決定に対する大公側の対応についても何ら知る手掛りはない。また、この頃のバイエルンに、「十分の一」徴収への大公権力の発動をことさら必要とする事情があったのかどうかも分らない。しかし、この決議において、教会への「十分の一」支払いを人民に行わせることが、大公の自明の責務であると考えられている点は注目に価する。タッシロの父オディロ(736—748)は、バイエルン公国の独立性を強めるのに力を尽し、そのために、かれは、直接ローマ教皇と接触し、その助言を仰ぎつつバイエルンに司教区制を導入し、教会組織を整えた。⁽⁶⁾ こうして成立したバイエルン教会は、事実上、大公によって指導される一つの国家教会にほかならず、それは、まさにバイエルン公国の組織的内実をなすものであった。したがって、このような関係のもとでは、「神への十分の一支払い」は、狭義の教会事項にとどまりえず、右のような意味での宗教・政治的共同体全体の問題たらざるをえなかった。そこで、何らかの契機がその履行強化に関心を向けさせる場合、それを行うのは大公権力の当然の任務だと考えられたのである。このような考えは、ビピンの神権政治的観念と同質である。だからこそ、かれの支配下に組み込まれたバイエルンでの「改革教会会議」⁽⁷⁾が、効果の上で大公権力の強化とバイエルンの独立につながる決議をすることも容認されたのであろう。そして、教会への「十分の一」支払いを政治権力が強制するというこの手段は、間もなく、ビピン自身により、王国規模で採られることになる。

さて、国王ビピンから、マインツ司教ルルにあてられた、恐らく七六五年のものと思われる勅書⁽⁸⁾が、国王命令によ

る「十分の一」取りたてを記した最初の文書である。この勅書の趣旨は明瞭であつて、それは、大きな不作による災厄ののちに、ようやく訪れた「奇蹟的」な豊稔を神に感謝するため、なされるべき三つの事柄を司教に指示したものである。その第一は、「各司教がその司教区において (unusquisque episcopus in sua parochia) 所定の断食をやめ、連禱 (letania) をなすべきこと」、第二は、「各人がその施し (elemosina) をなし、貧者に食を与えるべきこと」、そして、その第三は、「またさらに、各人が、欲すると否とにかかわらず、その十分の一を納入するよう手配し、朕の命令に基づいて命ずべし」、という二人称で書かれた指示である。つまり、ビピンは、この時、人民の「十分の一」支払いを国王命令の下に置くことにより、その義務性を可能な限り高めようとしたわけである。

ところで、この勅書がマインツ司教にあてられてはいるものの、この時の命令が全王国的なものであつて、マインツ管区だけのローカルな措置ではなかつた、とする点で、諸研究者の解釈は一致している。しかし、勅書の命令内容自体は右のように明白であり、その対象範囲についても問題はないとしても、この命令の法的性格、その評価をめぐつては、十分の一税立法の起点をどこにみるか、という問題ともからんで、かなり厄介な見解の対立がある。

まず、七六五年勅書の画期性を最も高く評価し、そこに十分の一税の国法的定着を認めるのがシュトゥッツである。かれは、この勅書が個人あて書簡ではなく、一般的な形式をもつことを強調したのち、「この指令は、いわば *missus regis* (国王特使) としての司教にあてられたものであり」、「この命令書は *capitularia missorum* (巡察使勅令) のはしりなのだ」と書く。ただ、一年限りの巡察管区に派遣された国王特使に対する臨時的な指示ではなく、「教会事項に関して各司教区における国王の常任権力代行者 (*Machtboten*) たる司教にあてられたものであり、それを通じてかれらは、十分の一税取りたてを王国の立場から実行するよう、きつく指示されたのだ」と結論する。だから、「教会の十分の一支払い命令を国の法 (*Reichsrecht*) となし、その臣民全部に課したのが、カール大帝をはじめとするので

はなく、ビビンだったということに疑問の余地はない」というのである。⁽¹¹⁾

これに対して、ヴィアールはビビンの措置の臨時性、例外性を強調する。かれは、勅書が全司教にあてられたものとするシュトゥッツの結論に賛成する一方で、それが教会への「十分の一」納付を国法に基づく十分の一税たらしめた、とするもう一つの結論の方は断然しりぞける。王は、特別豊作だったその年について神に感謝するという目的をはっきり述べていたのであって、「十分の一」納付に関する永続的措置を命じているのではない。連禱と「十分の一」要求とは、同一の性格をもっていたはずだ。だから、仮りに、この勅書でビビンが「十分の一」を、パーマネットな形での国法上義務的な納付たらしめた、と考えるのであれば、連禱の方もそう考えなければならなくなるだろう。両方とも、その年限りの例外的なものだったのだ、とかれは言うのである。そして、「マインツ司教に対するビビンのこの勅書の例外的、一時的な性格をはっきりさせるために、私は近代フランスの行政用語から専門的表現を借用し、その文書にマインツの通達 (Circularre de Mayence) なる名称を与えるのが有益だ、と考える」と述べた後、たしかに「マインツの通達は、少なくともわれわれの知る限り、政治権力による十分の一の支払いへの最初の介入」であり、「したがって、その重要性はかなりのものだが、それにもかかわらず、ヘルスタル勅令、すなわち、シャルマーニユの法令のそれには及ばない。ビビンの後継者たるこの息が、その法令において、永続的、決定的な形で、十分の一を世俗的に義務的な租税として確立することになる」のだ、とヴィアールは結論づけるのである。⁽¹²⁾

この点に関するベレルスの議論はかなりこみ入っている。かれは、この問題に、「カロリング朝の十分の一税法の起源」と題する論文をとくに捧げ、かつて学位論文でのべた見解を大中に修正しつつ、十分の一税を国法的義務たらしめたのはビビンであった、という立場から議論を展開した。⁽¹³⁾ その際、かれは、まず、七六五年の勅書は、シュトゥッツが明らかにしたように全き意味での勅令であるが、それは、また、ヴィアールの主張通り、当該年だけの特別の

措置を命じたものだ、と両者から順当な結論部分を取りいれる。しかし、かれは、二人の研究者が、ともに多少の留保はつけつつも、事実上、この勅書を最古の十分の一税法ないし通達と見なしたのと異なり、それより以前にビピンによる十分の一税立法があったのではないか、という可能性を追究する。そして、それを論証するために、ペレルスは、九世紀中葉の偽作文書、いわゆる『ベネディクトゥス・レヴィタの勅令集』⁽¹⁴⁾が、ビピンの勅令から採った諸章の間に記載している一章(第三章)の史料的価値を改めて復権しようとするのである。

「国王命令により教会の土地を所持する者について」という標題をもつこの章は、国王の強制貸与命令によって、教会の所領を手にいれるという恩恵にあずかった国王家臣に対し、土地貸与者への義務を定めた条項である。すなわち、そうした国王家臣は、当該所領の元の所有者たる司教や修道院長の教会建造物を修理するよう義務づけられると同時に、「朕がヴェルヌイユにて制定したとき賃租および *decima ac nona* をそこへ正しく支払うべし。然して、これをなさざる者は、その所領を失うべし」と規定されている⁽¹⁵⁾。

ところで、この条項の評価をめぐって、古くから、諸研究者の見解は真向から対立していたが、そうした研究史をすべてふまえた上で、一九〇五年、ゼッケルは、『ベネディクトゥス・レヴィタ』研究の中で、大要つぎのような結論を一応妥当なものとしてうち出して⁽¹⁶⁾いた。すなわち、用語、文体など形式の面からすると、この章はビピンの真正な勅令から採られたものであると考えられる。しかし、文中の "*vei ilias decimas ac nonas*" と、最後の所領喪失規定は、もっと後代の挿入とみるのがよい。ただし、真正文書中、*nona et decima* がはじめて登場するのは七七九年(カールのヘルスタル勅令)であり、罰則としての所領没収は八一八年の勅令まで現われないからだ、というのである。当時としては最新の研究成果であるゼッケルのこの結論に対し、ペレルスは、一方において、『ベネディクトゥス』が利用したと考えられるビピンの勅令をもう一步突っ込んで追跡するとともに、規定内容についても、それをビ

ピン時代のものとみて一向に不都合はない、と反論することによって、この条項の真正性を全面的に擁護しようとする。

ペレルスは、まず、規定中の「朕がヴェルヌイユにて制定したごとく」という部分に相当する史実を探索する。もちろん、*nona et decima* の規定を含むようなビピンのヴェルヌイユ勅令なるものは現存しないが、今日に伝えられているもう一つのヴェルヌイユ勅令がある。⁽¹⁷⁾それは、七五五年、ビピンが同所で開催した教会会議の決議に基づいて公布した勅令であるが、その第二〇、二一章は教会所領に関する規定を行う際に、「もう一つの教会会議で定められたごとく」と、もう一つの法制定の場合があったことを明言している。ここからペレルスは、さらに推測を進めて、「別の地名が述べられていないから、その教会会議は、同じくヴェルヌイユで、しかも恐らくすぐ前に開催されたのではないか、という推論は大いにありうる」と考え、この「もう一つの教会会議」の決議に基づいて公布された勅令こそ、「ベネディクトゥスの伝える法令中で指摘されているもの」ではないかと結論する。また、かれは、ゼッケルが *nona et decima* はビピン時代の全文書中どこにも現われないことを偽作の根拠とするのに対し、前述七六五年のルルあて勅書に *decima* が明言されていることをもって対抗する。『ベネディクトゥス』に述べられている、*decima ac nona* の *decima* は十分の一税としての *decima* そのものであり、ビピンによる *decima* の強制が証明されるのだから、*decima ac nona* のそれを疑うべき理由はない、というのである。

このように、ペレルスは、『ベネディクトゥス』の第三章を真正な勅令と断じ、ビピンはヴェルヌイユにおいて恐らく七五五年ごろ、*nona et decima* の支払いを命ずるといふ形で、はじめて十分の一税強制立法を行ったのだらうと推論する。そして、この結論を前提した上で、問題の七六五年のルルあて勅書について、それは「すでに以前に制定されていた法律に基づく十分の一税義務履行の厳命」(傍点原文)を目的とするものであったと解釈する。⁽¹⁸⁾

さて、以上のようなベレルスの主張を論評するに当って、『ベネディクトゥス』第一三章の真偽考証そのものには、余り立ちいる必要はない。かれの推論は必ずしも十分堅固なものとはいえないが、それでも、同条項を真とする結論自体には、他の状況とも考え合わせて、かなり高い蓋然性を認めてよいと考えられる。⁽¹⁹⁾しかし、問題は、仮りにこの部分に関するベレルスの結論を全部受け入れうるものとしても、それが果して、ビピンによる十分の一税強制立法の証明になるのかどうかということである。換言すれば、『ベネディクトゥスの勅令』が教会の借地人に対して納入を命じている *decima ac nona* について、ベレルスはその *decima* を通常の教会十分の一税のことだと頭からきめてかかったわけだが、果してそのような理解が許されるかどうかという問題である。

『ベネディクトゥス』の勅令に *decima ac nona* という語形で現われる対教会給付——通常の語形は *nona et decima*——は、実は、十分の一税研究における躰きの石であって、一九六〇年、コンスタブルのみごとな論文⁽²⁰⁾によりそれが取り除かれるまで、すべての研究者がその取扱いに当って、多少とも混乱を免れることのできなかつた問題である。もちろん、ベレルスもその例外ではない。したがって、その点を明らかにするために、当然、この難問をまず処理することが要請されるわけだが、しかし、この場で直ちに *nona et decima* 問題の検討に立ちいるのは、余りに議論を複雑ならしめ、記述の流れを本筋からそらせることにならざるをえないため、便宜上、それは一括して「補論」にまわし、ここでは、その結論だけを先取りしながら論を進めることにしたい。

ベレルスは、*nona et decima* を二つに分けて、一方は通常の教会十分の一税、他方はそれと同額の地代だと理解し、国王は土地所有者としての教会を補償するため、*decima* に加えて *nona* (十分の一を差し引いた残りの九分の一、ないしは全体を十に分けたうちの第九)の支払いを借地人に命じたのだと解釈した。しかし、これは誤りであって、結論からいえば、*nona et decima* は通常の *decima* とは全く別の一つの制度なのである。それは、生産物の五

分の一から成る地代であり、いわゆる「国王命令による借地」(*precaria verbo regis*)保有者に対し、国王が、当該所領の所有権者たる教会へ納入することを命じたものにはかならない。コンスタブルは、七七九年、カールのヘルスタル勅令が(真正な文書としてはじめて) *nona et decima* に関する規定を行った時から、少なくとも九世紀末にいたるまで、すべての立法史料がいかにはっきりと *nona et decima* を通常の *decima* から区別していたかを示すことができた。したがって、*decima* を論ずるのに、*nona et decima* の証拠を使うわけにはいかないのであり、仮りに、ペレルスが『ベネディクトゥス』の勅令の信頼性を回復することに成功し、ビビンがこの時に *nona et decima* を導入したことを立証しえたとしても——事態はその通りかもしれない——、それは *decima* については何事も語ったことにはならないのである。

そこで、*decima* 自体の問題にもとると、それに関するビビン時代の国王文書としては、七六五年の勅書だけしか残されていないことになる。その勅書でビビンは、不作の後の大豊作を神に感謝するため、全臣民に「十分の一」を納付するよう、王の權威において命令した。それは、ヴィアールのいう通り、この年だけの措置であって、何らかのパーマネントな制度改革を意図したものではなかっただろう。しかし、たとい当年だけについてであれ、「十分の一」支払いを王が命じたという事実は、まさに画期的なことであった。「十分の一」は、いまや教会の強制力に加えて、国王の権力をその背後にもつこととなった。しかも、神の名において王が「十分の一」の支払いを命じたというこの事実は、恐らく、翌年以降の徴収の際にも忘れ去られることなく影響を残し、場合によっては積極的に活用されただろう。少なくとも、この傾向に対して、王権の側からブレキがかけられる可能性はなかったはずである。また、七六五年の「国王通達」(ヴィアール)のような措置は、折々の必要に応じて繰り返されたかもしれない。そして、このような、いわば執行命令の実施という道を通じて、「十分の一」は、事実上、——ある立法措置を経ることなく——

「国法」的義務と観念されるようになったのではないかと想像される。というのは、七七九年のヘルスタル勅令で、カールが十分の一税をはじめて人民一般の法的義務と定めたとき、かれはその規定を、他の教会諸事項と同様、既存の法状態を確認する場合の自明性をもって記しているからである。

ヘルスタル勅令第七条は、簡潔に、「十分の一税については、すべての人がその十分の一税を納めるべく、またそれは司教の指示により分配されるべし」と定めている⁽²¹⁾。カールは、明らかに、この勅令を通じて、十分の一税を、かれの統治下にある全人民——ランゴバルド人も含む——が負うべき一般的租税たらしめた。というのは、アウストラシアの王宮で公布されたこの勅令には、別にランゴバルド版 (*forma langobardica*) も伝えられていて、それがイタリアでも適用されたことが知られているからである⁽²²⁾。

カールの統治下にある人民はすべて十分の一税を納めなければならない、という原則を最も厳しい形で示しているのが「ザクセン地方に関する勅令」⁽²³⁾である。ザクセン戦争の本質とその苛烈さを象徴するように、カールのこの勅令は、ザクセン族に対し死刑の威嚇をもってキリスト教を強制しているが、その第一七章において、かれは、「貴族も自由人も半自由人も」すべての人が「財と収穫の十分の一部分を」教会と司祭にさし出すよう「神の命令にしたがって」要求した⁽²³⁾。つまり、これからキリスト教化の緒につこうという地域においてすら、カールは、かれのすべての臣民は何よりもまずキリスト教徒でなければならず、すべてのキリスト教徒は、「神の与えてくれたものの中から」「神に属する部分」をさしださなければならない、という原則を貫徹しようとしているのである。

カピチュラチオのこの規定が単なる虚威しの空文ではなく、その実施が本気ではかられたことは、別の興味深い史料から知ることができる。すなわちアルクインの書簡である。アーヘンの宮廷の中心人物であり、カールの指南役ともいべきこのアングロ・サクソン人は、直接国王にあてたものを含む数通の書簡において、ザクセンでの厳しい十

分の一税徴収を批判した。かれは、ザルツブルク司教アレンにあてた七九六年の書簡の中で、「十分の一税がザクセン人たちの信心を壊してしまったといわれている」⁽²⁶⁾と述べたのみでなく、同年、王宮財務長官^{アルカリウス}メーゲンフリードあて書簡では、「あの頑迷極まるザクセン人に対して、十分の一税の取りたてと、極微の罪に対する贖罪金の強制とにつきこまれた熱意と同じ大きさの熱意をもって、キリストの負いやすき軛と軽き荷〔マタイ十一—30〕が宣教されていたら、彼らは恐らく洗礼の秘蹟をきらうことはなかったであろう」⁽²⁷⁾、とはっきり述べている。もちろん、アルクインは布教の初期段階に十分の一税を強制することの戦術的愚を主張しているにすぎないのであるが、かれの書簡は、当時、十分の一税の支払いが、キリスト教徒のしるしとして、いかに第一義的なものと考えられていたかを明瞭に物語っている。

ヘルスタル勅令⁽²⁸⁾いらい、カールが勅令中で十分の一税に関する規定を行う場合、それはつねに、臣民たる全キリスト教徒が負うべき一般的租税として扱われた。例えば、七九四年のフランクフルト教会会議に基づく勅令⁽²⁹⁾、八〇三—四年のザルツ勅令⁽³⁰⁾、八〇五年のディーデンホーフ勅令⁽³¹⁾、八一三年の教会勅令⁽³²⁾などすべてがそうである。また、八一三年に王国内の五カ所で一斉に開催された教会会議は、それぞれ、十分の一税に関する問題点をとりあげ、そのあるものは、早くも実態の変化ないし、それを窺わせるような教令を定めている（後述）⁽³³⁾が、どの会議も、それを制度的にたてまえ上、統一的な一般租税として扱う点は変りなかった。

ルードヴィヒ敬虔帝の統治期においても、その末期を除いて、事情は基本的に同様であった。例えば、八一八—九年の教会勅令⁽³⁴⁾、八二五年のオロンナ勅令⁽³⁵⁾、八二六—七年の教会勅令⁽³⁶⁾、八二九年のヴォルムス勅令⁽³⁷⁾などは、十分の一税の取収に関する諸種の弊害を矯すとともに、怠納者に対する世俗権力の制裁を謳うことによって（後述）、この一般的租税を原則通りに施行しようという皇帝の意志をはっきり示している。しかし、このような、十分の一税を王権と教

会の力によって統一的に維持していくという努力も、統一王権それ自体の解体をもって終焉し、爾後、十分の一税は、ほとんど教会立法の中で規定を見出すのみとなるが、そこにおいても、一般的租税としてのたてまえだけは——もちろん実態とはますます乖離しつつも——相変らず維持された。

ところで、この節の最後に、もう一点、カロリinger朝の諸王が王国の全臣民に十分の一税の支払いを命じた動機についてふれておく必要があるかもしれない。というのは、その点について、多くの研究者がかなり多様な解釈を行っているからである。まず、シュトウツツに代表される法史家たちは、それを教会領の接收(強制貸与)に対する国王の代償行為だと説明し、ドブシュヤガンスホフも一般的叙述の中でこの考えを採用した。⁽³⁹⁾しかし、この見解が、「国王命令による借地」保有者の地代たる *nona et decima* と十分の一税とを混同した見当外れの解釈だということは前述した通りである。これに反して、別の学者たちは、十分の一税命令の導入を、何かある個別的動機に帰するのではなく、カロリinger王権のより一般的な政策との関連でそれを位置づけようとする。ペレルスは、ビビンが十分の一税の徴収に、はじめて強力な権力の手をさしたのべたのは、クーデタによって成立した新王権への教会の支持を取りつけようとしたものだ、と説明する。⁽⁴⁰⁾これに対して、ペーシユルは、カールのもとではじめて十分の一税強制措置がとられたという見解をとるとともに、それをかれは、教会と聖職者の国家に対する奉仕の強化と関連づけ、「国家の十分の一税命令は、教会組織の助けをかりて、臣民全体に国家負担を分配することを意味した」(傍点原文)と説明する。⁽⁴¹⁾そして、ヴァイールとコンスタブルは、ほぼ同様に、ビビンないしカールによる十分の一税強制の導入は、キリスト教的王権としての初期カロリinger朝諸王が、教会の利益のためにとった一般的教会政策の一環にはかならない、と説明する。⁽⁴²⁾

これらの説明は、重点の置き方において、かなりの相異を含むが、筆者のみるところ、必ずしも相互排斥関係に立

つものではないように思われる。ペーシユルの見解も、十分の一税強制の動機（カ）の説明としてはともかく、その措置の意味の解釈としては、十分傾聴に価する。ただ、ペーシユルが教会の国家に対する奉仕関係の強化を力説し、十分の一税強制措置をその見返りとしての国家の補償行為であると論ずる場合、暗黙に国家と教会とを別個の存在として前提し、その相互協力関係を考えている点は大いに問題である。ピビンもカールも、みずからの基本的政治課題は、地上における神の代理者たる任務を遂行することであると認識していた。しかも、かれらの統治する人民は、「教会」という形で組織されており、われわれが今日「フランク帝国」とよぶ政治世界は、かれら自身においては、まさに「教会」(ecclesia)という觀念でとらえられていた。⁽⁴³⁾このような関係のもとでは、十分の一税の一般的強制に示されるような、王権による教会の利益の推進措置は、決して国家内の部分的利害への肩入れ、ないし特別な代償行為を意味するのではなく、まさに王たるものが、最も一般的な利益を裨益するために導入した、いわば基幹的な財政措置そのものであった。

「十分の一」の納付は、すでに六・七世紀ごろから、神に対するキリスト教徒の怠るべからざる義務であると觀念されていた。しかし、メロヴィンガー末期の政治・社会状況のもとでは、この義務がまともな履行されていたとはとても考えられない。このような時に、神権的統治者としての課題を自覚した強力な王権が出現したのであって、この王権にとっては、恐らくしばしばなおざりにされていた神に対する義務の遂行を全人民に要求することは、遅かれ早かれ行わねばならない当然の責務であっただろう。国王による十分の一税支払命令は、今日に伝えられている文書による限り、七七九年、カールのヘルスタル勅令においてはじめて法的に定着するが、こうした措置への真の動機は、神権的統治権力としてのカロリングー王権の成立そのものにあった、といわなければなるまい。

(一) 神権政治 (Theokratie) の概念 *Ursprung, Tellenbach, Gerd, Libertas, Kirche und Weltordnung im Zeitalter des*

Investiturstreites. Stuttgart (1936) 76, 85ff. Ullmann, Walter, Medieval political thought. Harmondsworth (1965) 45-73. を参照。M・バロー(坂口・鶴見訳)『チャトラーシー——中世の教会と権力——』(昭六〇)は「チャトラーシーとは、教会が世俗の諸問題について主権を保持すると考ふる教説のことである」(三頁)と定義する。これは、著者の主題限定に対応して、テオクラシーのヒエロクラシーシムな形態を特に念頭においてくだされた定義である。

(2) 初期中世において「教会」(ecclesia)概念が広狭二様の意味をもっていたことは常識に属する。聖職者を管理スタッフとする制度化された組織としての教会のほかに、「それはキリスト教的人民の秩序総体を意味した。ローマ帝国リビザンツと異なり、公的、政治的共同体としての *res publica* 概念を知らなかった西欧においては、人民の秩序総体を抽象的に把握しようとする努力——それがたとい萌芽的なものであれ——のために用いられ得た概念装置としては、この広義の教会概念がほとんど唯一有効なものであった。この点については、Fried, Johannes, Der Karolingische Herrschaftsverband im 9. Jahrhundert zwischen „Kirche“ und „Königshaus“, in: HZ 235(1982) 1-43. Anton, Hans Hubert, Zum politischen Konzept karolingischer Synoden und zur karolingischen Brüdergemeinschaft. in: HJb. 99 (1979) 59-132. 山田欣吾「教会」および「ランク帝国——西ヨーロッパ初期中世社会の特色を理解するために——」(世良晃志郎編『ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造』一九八七、創文社 所収)を参照。

(3) この概念については、Hoehstetter, Mathilde, Karl der Große, König, Patrizius und Kaiser als Rector Ecclesiae. Diss. München (1934) を参照。

(4) MGH. Concilia. II. 56-58. Concilium Ascheimense (756). については、Perels, op. cit. S. 53. Viard, op. cit. p. 74f. 654f. Lindner, Dominikus, Vom mittelalterlichen Zehntwesen in der Salzburger Kirchenprovinz, in: ZRG. KA. 77 (1960) 279-281. を参照。

(5) Unde venit, ut quicumque aut occasione presbyteri aut avaritiae modo Deo decimas reddere noluerit, ut manus vestrae decretis confirmetur, ut dupliciter ecclesiae census reddatur et ut vestrae requerillae secundum possibilitatem culpabilis existant. “occasione presbyteri” の個所が、「司祭によることを理由として」の意味に解せるとすれば、これは、聖職者からも「十分の一」が要求されたことを示す史料個所となる。しかし「シママン」は、「関係司祭に対して

- 出「*シットツ*」(dem betreffenden Priester nicht gönnten) の意味をこの解釈にする。Stutz, *Karolingisches Zehntgebot*. op. cit. S. 197.
- (6) Reindel, Kurt, Grundlegung : Das Zeitalter der Agilolfinger (bis 788), in : M. Spindler (Hg. v.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, I. München (1967) bes. 123-128, 164-170.
- (7) アンヘルハインムの教会会議が七五年のヴェルヌイユ教会会議の直接的影響下にあることは、史料の編者ウェルミンゲホンが指摘している。このフランク王国規模の会議については、De Clercq, *Législation religieuse*. op. cit. (II^e 註 31) p. 133-137. を参照。
- (8) MGH, *Capitularia*. I. Nr. 17. S. 42. (Pippini ad Lullum epistola. 755-768). この勅書の年代考証に役立つような材料は極めて少ないが、それを一応「七五六年から七六八年の間、恐らく七六五年だろう」としたシットツの結論(U. Stutz, op. cit. S. 187-191.)¹⁴⁾ をこの研究者に受け容れられる。Viard, op. cit. p. 70. Perels, *Ursprünge*. op. cit. S. 247 (I^e 註 7) De Clercq, op. cit. p. 143ff. 442).
- (9) ..Et sic providere faciatis et ordinare de verbo nostro, ut unusquisque homo, aut vellet aut nollet, suam decimam donet.
- (10) この点を特に力説したのはシットツである。かれは、①この時代にメインツ大司教管区なるものは存在せず(ルルが大司教になるのは七八〇—七八二年の間)、「各司教がその司教区において」という個所は、メインツの属司教に限定することはできないこと、②年代記その他からして、特にこの地方に限られた不作、豊作の波は認められないこと、③勅書は全く定式的なスタイルを備え、宛名を除けば、どの司教に対する文書としても通用するものであって、たまたまメインツの写本のおかげで、その一つが伝えられたにすぎないこと、などの理由から、この勅書はフランク王国の全司教にあてられたものだと結論する。Stutz, op. cit. S. 187-189. そして、この結論は、その後の研究者すべてによって承認されている、といっている。
- (11) U. Stutz, op. cit. S. 191. シットツがこの勅書の法的性格を論ずる際に、それをただ勅令と認めるにとどまらず、巡察使勅令の範疇におしこめようとしているのは、およそ勅令なるものに三種あり(部族法典付加勅令、巡察使勅令、独立勅令)

- という当時の牢固たる固定観念を前提しての話であり、その点にこだわらざる必要は全くない。われわれとしては、シエッタマンツがビロンこの勅書を一つの勅令と認め、Reichsrecht (国法) の効果をそこに見ようとしている点だけを生かしておけばよい。勅令に関する古い理論とその批判については、大久保泰甫「カピトラーリアの法的性格」(一)―(四)『法学協会雑誌』八一―四、八五―五、一〇一―二二(一九六五―六八)とりわけ(一)二〇頁以降を参照。
- (12) P. Viard, op. cit. p. 70-74.
- (13) E. Perels, Ursprünge. op. cit. (1) 註(2) bes. S. 245ff. かれは Kirchliche Zehnten. op. cit. (1) 註(2) S. 21f. に於いては、ビロン時代に「一般的教会十分の一税給付が法的に導入されたことを示す証拠はない」と断言し、カールのハルスマル勅令が、それを「国王による制定法の形で命令した最初のもの」だと書じた。
- (14) マンセキウスの勅令集を補充するような体裁をとって作られたこの偽書については、あじあたり、Wattenbach-Lewisson, Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Beihft.: Die Rechtsquellen. von R. Buchner. Weimar (1953) S. 72. を参照。
- (15) MGH. Leges in folio. II. Pars Altera. S. 47. De his qui res ecclesiasticas verbo domni regis tenent. Ut illi homines, qui res ecclesiasticas per verbum domni regis tenent, sic ordinatum est, ut illas ecclesias unde sunt, vel illas domus episcopii vel monasterii, cuius esse noscuntur, iuxta quod de ipsis rebus tenent, emendare debeant, et illas census vel illas decimas ac nonas ibidem dare pleniter debeant sicut eis ad Verum ordinavimus. Et qui hoc non fecerit, ipsas res perdat.
- (16) Seeckel, Emil, Studien zu Benedictus Levita, VI. in: Neues Archiv f. ältere dt. Geschichtskunde. 31 (1905) 65-68
 セッケルは、ネリッパ、かれ以前の研究者の見解を整理し、①ビロンの真正勅令とみる立場 (Étienne Baluze, Paul Roth, Heinrich Hahn), ②九世紀四〇年代の真正勅令とみる立場 (Ludwig Olsner, Georg Watz), ③偽作とみる立場 (Georg H. Pertz, A. Boretius, Ulrich Stutz) に分類している。
- (17) MGH. Capitularia I. S. 32-37. Concilium Vernense. 755. Jul. 11.
- (18) E. Perels. Ursprünge. op. cit. S. 250.

- (19) カール以降の諸立法において、*nona et decima* の納入義務は、しばしば教会改修義務と混同になって登場するのだが、この後者の義務については、七六八年、ピピンのフランクニア勅令が既に言及している。MGH, *Capitularia I*, S. 42f. Pippini *Capitulare Aquitanicum*, 768. また、カールのクルスタル勅令(七七九年)が真正文書としてははじめて *nona et decima* の規定を行う場合、それを明らかに既存の制度として扱っていることは注目されなければならない。『補論』四三頁を参照。) 44. De Clercq, *Législation religieuse*, op. cit. p. 137. n. 1. は、『エネディクトゥス』第一三章について、事実上、*nona et decima* の解釈をとりつゝる。
- (20) Constable, Giles, *Nona et decima. An aspect of Carolingian economy*. in: *Speculum* 35 (1960).
- (21) MGH, *Capitularia I*, S. 48. *De decimis, ut unusquisque suam decimam donec, atque per iussuonem pontificis dispensentur.*
- (22) この勅令について論じた文献は非常に多いが、ここでは、以下のものだけ挙げておく。U. Stutz, *Karolingisches Zehntgebot*, op. cit. S. 184. 191f. 198ff. Ganshof, François L., *Was waren die Kapitularien?* Weimar (1961), S. 103f. 124f. De Clercq, *Législation religieuse*, op. cit. p. 158f.
- (23) MGH, *Capitularia I*, S. 68-70. *Capitulatio de partibus Saxoniae*. この勅令の年代確定については長い論争史がある。現在のところ、ある特定の年を結論する決め手は発見されておらず、サクセン戦争第二期の末、七八二年か七八五年のどちらかに成立したと考えるのが妥当なものである。この点については、Lintzel, Martin, *Die Capitulatio de partibus Saxoniae*, in: *Sachsen und Anhalt*, 13 (1937) 65-77. Theuerkrauf, Gerhard, *Lex, Speculum, Compendium Iuris, Rechtsaufzeichnung und Rechtsbewußtsein in Norddeutschland vom 8. bis zum 16. Jahrhundert*. Köln (1968) S. 38-48.
- (24) サクセン戦争については、増田四郎「カール大王のサクセン戦役について」『一橋論叢』四九—三、昭三八年(同著『西洋中世社会史研究』昭四九年、三二六頁以下に収録)が唯一の邦文文献である。欧文文献としては、Patze, Hans (Hg. v.), *Geschichte Niedersachsens*, I. Grundlagen und frühes Mittelalter. Hildesheim (1977) 中の第五章、第六章だけを挙げておく。
- (25) *Similiter secundum Dei mandatum praecipimus, ut omnes decimam partem substantiae et laboris suis ecclesiis*

- et sacerdotibus donent : tam nobiles quam ingenui similiter et Iiti, iuxta quod Deus unicuique dederit christiano partem Deo reddant.
- (26) MGH. Epistolae. IV. S. 154. Alcvinus Arnoni episcopo Salisburgensi. 796 post Mai 25. Decimae, ut dicitur, Saxonum subverterunt fidem. フルクンゲンザ' じなな' プ' フヤター' ン人' に對しては布教を推進するに務むるのトマンに於て「汝は信仰の宣布者たるべく、十分の一税徴収者たるべきにならむ」(Et esto praedicator pietatis, non decimarum exactor.) と教示せらる。
- (27) Ibid. S. 161. Alcvinus ad regalis palatii arcarario Megenfrido. 796 post Aug. 10. Si tanta instantia leve Christi iugum et onus snave durissimo Saxonum populo praedicatur, quanta decimarum reddito vel legalis pro parvissimis quibuslibet culpis edicti necessitas exigebatur, forte baptismatis sacramenta non adhorrerent.
- (28) かねは七九六年と七九九年の二回、國王に直接あつた書簡の中で、ヤツマン人' に對する嚴く租税要求を和らげるやう進言した。その中で、かねは「われわれカトリックの信仰の中に種々差られたものなし」decimatio は大變やう事だと知りづゑか、「柔弱な信仰、幼き魂、物識しみの心持」にそれらを理解せざるには難かしく、かつ「信仰を信じてこそするもの」を十分の一税」を徴す方なやうな事なのだと」を教へてゐる。Ibid. S. 158. Alcvinus Carolo regi, 796 post Aug. 10. S. 289. Alcvinus Carolo regi. 799 Iun.
- (29) MGH. Capitularia. I. S. 76. c. 25.
- (30) Ibid. S. 119. c. 2 (Capitula ecclesiastica ad Salz data. 803-804).
- (31) Ibid. S. 121. c. 8 (Capitulare missorum in Theodonis Villa datum. 805 exeunte).
- (32) Ibid. S. 174. c. 7. (Capitula e canonibus excerpta. 813). vgl. auch MGH. Concilia II. I. S. 294ff.
- (33) MGH. Concilia II. S. 251. cVIII, 252. cXX. (Concilium Arelatense) ; S. 257. cXXXVIII (Concilium Remense) ; S. 270. cXXXVIII (Concilium Moguntinense) ; S. 277. cXVIII (Concilium Cabillonense) ; S. 288. cXVI (Concilium Turonense).
- (34) MGH. Capitularia. I. S. 277, c. 12. Capitulare ecclesiasticum. 818. 819.

- (35) Ibid. S. 327. c 9. Capitulare Ottonense ecclesiasticum primum. 825.
- (36) Ibid. S. 312. c 7. Capitula e conciliis excerpta. 826. 827?
- (37) MGH. Capitularia. II. c 6. Capitulare Wormatiense. 829. Aug.
- (38) カロリナー王権の勅令の中で、十分の一税の原則通りの執行を命じている最後のものは、八三二年、ロータルのイタリアに関する巡察使勅令である。ibid. S. 64. c 9. Hotharii capitulare missorum. 832. Febr.
- (39) Stutz, op. cit. S. 224. Dopsch, Alfons, Wirtschaftliche und soziale Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung. 2 Aufl. Wien (1923-24). II. S. 324f. (野崎・石川・中村訳『ヨーロッパ文化発展の経済的社会的基礎』昭五六、七七八一七八〇頁) Ganshof, F. L., Feudalism. tr. Ph. Grierson, London (1952), p. 18. (森岡敬一郎訳『封建制度』昭四三、三二頁)。
- (40) Perels. op. cit. S. 244.
- (41) Pöschl, Karolingisches Zehntgebot. op. cit. (1、註11) S. 36.
- (42) Viard, op. cit. p. 83-5. Contable. op. cit. p. 29-30.
- (43) この点については、前掲、山田欣吾「教会としてのフランク帝国」五三一頁以降を参照。

補論 nona et decima に つ いて

カールの治世十一年目にあたる七七九年、アウストラシアの王宮ヘルスタルで公布された勅令は、事実上、かれの最初の全国勅令で、それは、十分の一税(decima)を一般的、恒常的に要求した最初の国王命令であるとともに、nona et decima という給付についての言及がなされた最初の文書でもある。

ヘルスタル勅令が第七章で、「すべての人はその十分の一税(decima)を納めるべく、また、それは司教の指示に

より分配されるべし」と規定していることは既に述べた(三三頁)。勅令は、それに続けて、殺人、強盜、偽誓、竊盜の場合の手續き規定を連ねた後、第二章で、朕は父王ビビンが諸集会で定めた勅法の条々を遵守する積りだ、という一般的姿勢表明を行い、その直後に、教会所領に関して、つぎのような規定を行っている(第三章)。

「然して、教会の所領で、現在借地料(census)が支払われているものからは、当該借地料と並んで、decima et nonaが納められなければならない。また、これまで借地料が支払われていなかったものからも、同様に nona et decimaが納められなければならない。(その際、借地料は)五〇農圃(casta)から一シリング、三〇農圃から二分の一シリング、二〇農圃から一トリェンスとする。そして、これまでにプレカリア契約がなされているものについては、これが更新されるべく、まだなされていない場合には、証書が作成されるべし。また、朕の命令によってなされたプレカリアと、当該教会領から彼らが自発的な意志によってなしたその間には区別が立てられるべし。」⁽²⁾

ここで問題になっているのが、教会から貸与されている土地と、その借地人の地代負担であることまでは、勅令の文言からして明瞭であるが、その貸与地の性格については、条文の後段で、事実上、示唆されているものの、明示的な説明はなされていない。そして、その点に関する情報をわれわれに伝えてくれるのが、同勅令のいわゆる「ランゴバルド版」である。極めて簡潔なヘルスタル勅令の規定を、若干の注釈で補充することによって、イタリアでの適用のために資そうとしたのがこの「ランゴバルド版」であるが、そこでは、この条項について、つぎのような教会所領が問題なのだと説明されている。すなわち、「今日まで、王の命令により、世俗の家臣が恩給地として(in beneficium)所持していたものにして、王の命令により当該教会へ返還されることなく、今後も同様にかれらが所持し続ける」ところの教会所領がここでの対象なのだ、と。つまり、カール・マルテル以来、カロリナー家の支配者がみずからの家臣を給養するために、教会所領を収公し、それを恩給地として下賜したあの措置から生じた土地にほかなら

ない。

国王が強制的に教会の所領フアンドから国王家臣に貸与せしめた土地——勅令条文の後段にいう「朕の命令によつてなされたプレカリア」(precaria verbo regis)——は、理論的には一時的貸与地 (precarium) とみなされ、その所有権はあくまでも教会側に認められるとともに、それを保証するために、教会と借地人 (国王との関係でいえば国王封臣) はプレカリア契約証書を作成すべきものとされた。そして、ヘルスタル勅令では、そのような教会借地人 (王の封臣) は、土地の所有権者に対し、借地料 (census) のほかに、nona et decima を支払わねばならないと規定されたわけである。つまり、ヘルスタル勅令のいう decima et nona ないし nona et decima は、「国王の命令によるプレカリア」に関して、教会の損失を特別に償うため、国王がプレカリストたる封臣に支払いを命じた給付であり、内容的には、それは、全生産物の十分の一 (decima) と残りの九分の一 (nona)、ないしは、全体を十に分けたうちの第九番目 (nona) と第十番目 (decima)、すなわち土地生産物の五分の一に当る生産物地代を意味している⁽⁵⁾。

ヘルスタル勅令で命令された nona et decima の納入は、しかし、容易には実行されなかつたようである。爾来、国王と教会の諸法令は極めて頻繁にこの給付について言及し、その遅滞なき納入をくりかえし命令、督促している⁽⁶⁾。八世紀後半から九世紀後半までの時期、nona et decima の納入を命令した法史料は、通常の decima に関するそれより遥かに多い。ほとんどすべての教会会議の決議と、巡察使勅令の大半には、その遵守命令が含まれているといつてよい。ルードヴィヒ敬虔帝の八一八/一九年の勅令は、はじめて、nona et decima の不払いに対する罰則を定め、教会には贖罪金 (lex) とともに怠納分を納入させるほか、加えて国王罰令金 (bannum nostrum) を要求し、さらに重犯の場合には当該封臣はその恩給地を失うべきものとしている⁽⁷⁾。そして、これ以後、悪質な怠納者はレーンを喪失するというのが、nona et decima の不払いに対する通例的罰則になつたようである⁽⁸⁾。ただ、教会の側からする nona

et decima の支払い要求も、九世紀中葉を過ぎると、一部を除いて惰性化し、形の上ではなおしばらくは繰り返されるものの、十世紀をこえると、この制度は、事実上、消滅するか通常の地代一般に解消していったものとみられる。それは、この生産物地代の根拠である「国王命令によるプレカリア」なる制度そのものが現実的意味を失ない、時とともにその記憶も薄れていったことに対応していることは容易に想像できるところである。また、nona et decima に関する史料の地理的分布も、この給付が「国王命令によるプレカリア」という特別の制度と結びついていることを明瞭に示している。それは、何よりも初期カロリンガー王権の中核的支配地域で最も集中的に現われる反面、ライン川以東の地域では全く見出されないのである。⁽⁹⁾ ザクセン朝諸王のドイツにおける十分の一税を研究したエリカ・ヴィデラは、彼女が調査した国王の証書中に nona et decima は一度も言及されていないことを指摘している。⁽¹⁰⁾

ところで、nona et decima に関する右のような理解、すなわち、それは教会から「国王命令によるプレカリア」を貸与されている国王封臣が、当該教会に対して——しばしば小額の賃租のほかに——納入すべき五分の一生産物地代だという認識は、実は、この制度に関する長い研究史上、G・コンスタブルが一九六〇年の論文⁽¹¹⁾ではじめてうちだしたものであった。この論文を通じて、nona et decima が一般的教会租税としての decima (十分の一税)と全く別の制度であることが明らかにされ、それによってはじめて、十分の一税研究を混乱させてきた大きな障害が取り除かれることとなった。

コンスタブル以前の研究者は、一人残らず、nona et decima の decima が通常の decima と同一物だという思い込みをもって史料に接し、何とか両者を統一的に理解しようと努力して様々の解釈を試みた。例えば、およそ十分の一税の世俗起源を根拠づけるために、nona et decima に関する史料を使った古い研究は別として、E・ペレルスは、nona et decima とを截然と分離し、decima は通常の一般的十分の一税にほかならないが、nona は、特別の教会レ

ーンから、土地貸与への「私法的代償」として納付された十分の一地代だと説明する⁽¹³⁾。したがって、この場合、「国王の命令によるブレカリア」が追加負担すべ特別地代は、生産物の一割ということになり、また、当該借地人が給付する十分の一税の納入先は、通常のケースと異なつて、教区教会ではなく、当該土地の貸与者たる教会——通常は修道院や司教座教会——と考えなければならぬことになる。P・ヴィヤールも大体ベレルスと同様に考え、例えば、ヘルスタル勅令一三章に闡説した部分では、「この封臣たちは、だから、王国全住民と同じ十分の一税、賃租、および la none を支払うことになる⁽¹⁴⁾」と述べている。

U・シュトゥッツは右のような見解を批判して、nona et decima を「公法的」十分の一税と「私法的」負担とに分離したのでは「真の事態の認識は不可能になる」という。nona et decima は、あくまでも一般的十分の一税なのであつて、教会領貸与の場合、教会に対する特別の代償として、十分の一税が倍額にされたにすぎない(Doppelzehr)と説明する。したがって、シュトゥッツの場合には、nona et decima のことを述べた史料は「すべて decima に関する史料として扱はうる、いや、扱わなければならないことになる⁽¹⁵⁾。そして、シュトゥッツ以後、この見解がほぼ一般的に受け容れられ、例えば、戦後の、その他の点では非常に優れたC・ボイドの研究も、nona et decima は二倍化された通常十分の一税であつて、世俗的地代ではない、という立場をとつて⁽¹⁶⁾いる。

このような nona et decima の解釈に対して、コンスタブルは、はじめて、それが通常の十分の一税と異なる制度であることをほぼ明らかにした。まず、初期の立法史料は、decima と nona et decima とを通常、別の条文中で扱つて⁽¹⁷⁾いる。また、例えば七九四年フランクフルト教会会議の勅令のように、同一条項中で両者を規定している場合でも、双方の違いは明瞭に分るように書かれて⁽¹⁸⁾いる。教会領をレーンとして受領している者は、nona et decima と賃租を当該レーンから支払わなければならないのに対し、decima は、「すべての人」が「己れの持てるものから」教会に差

出さなければならなかった。だから、教会借地人の場合には、当然、その両方を、しかも多くの場合には別々の納付先へ出さなければならなかったわけであり、事実、そのことを記した史料も存在する。

前註(17)で言及したいわゆる「教会勅令」は、*decima* について規定した三カ条のほか、第一八章で教会借地人の負担を定めている。この条文はいろいろに解釈されてきたが、われわれは、コンスタブルとともに、つぎのように読むことが適切だと考える。「教会から恩貸地 (*Beneficia*) を保有しているものは、それからの *nona et decima* を、土地の所有者たる教会に納めるべし。然して、かかる恩貸地を折半制で保有しているものは、かれらの取り分から、己れの「教区」司祭に (*proprio presbytero*) *decima* を納めるべし。」(傍点引用者)。(20)ここでは教会の土地を恩給される場合の二つの形態、すなわち五分の一地代の場合と二分の一地代の場合が述べられているわけだが、折半制の場合でも、自分自身の取り分の中から、その十分の一を教区司祭に——土地所有教会ではなく——納めよ、と要求されているのである。*nona et decima* 支払いの条件で恩貸地を保有する借地人の十分の一税については明示されていないが、かれらについても、己れの取り分の中から十分の一税をそれぞれの教区司祭に納入することが、当然のこととして前提されていると見なければなるまい。同「教会勅令」は、他の条項において、十分の一税は各教区司祭が——司教の監督をうけつつ——教区内の村々から徴収すべきことを一般原則として規定しているからである。(21)

八五九年、ラングルの教会会議で決議され、同年、トゥール近郊の教会会議で再確認された教令の第一三教則は、*nona et decima* と *decima* の関係をもっと明瞭に述べている。すなわち、同教則は、神に聖化された土地を保有しているものは、少なくとも (*saltem*) *nona et decima* を当の教会に支払わなければならない、と規定したのち、その根拠をつぎのように説明する。「なぜならば、もし持てるものの中から *decima* が神に対して、誓願に基づき (*ex voto*) 捧げられるべきものとすれば、それより遙かに神聖な法の定めるところに基づき、「神に」返還すべきものの

奉獻〔すなわち、十分の一税の支払い〕ののち、それに加えて、(Insuper) 五分の一が神の奉仕者に対して、正しく提供されなければならないからである」と(傍点引用者)⁽²²⁾。nona et decima の支払いが、通常の十分の一税の納入のほかになされなければならないこと、したがって、nona et decima の decima が十分の一税の意味における decima ではなかったことに疑問の余地はない。

nona et decima は、特別の教会レーンから、土地の所有者たる教会に支払われる世俗地代であって、全キリスト教徒がその収入から、神に属する部分として「返還」(具体的には教区教会に納入)すべき教会十分の一税とは、本来、何の関係もなかった。しかし、時とともに、nona et decima という言葉は、初期の立法史料で用いられているような特別の意味を失い、かなり混乱した使われ方をするようになる。九世紀中葉の西フランクにおける史料では、国王の証書をも含めて、nona et decima はすでに、国王家臣が、身代限りに保有する〈Precaria verbo regis〉からの負担という元来の意味においてではなく、いかなる理由であれ、教会から俗人および他の教会機関に貸与されている土地の通常地代という意味で使われるようになって⁽²³⁾いる。こうなると、他方で同時に進行した教会十分の一税の単なる生産物地代化への傾向(後述)と相俟って、しばしば両制度の境界は曖昧になった。加えて、例えばバリ司教区の場合のように、教会財産を司教領と聖堂参事会領とに分割する際、nona et decima の半分を聖堂参事会に認めるといったことが起ると、nona et decima の半分という意味での decima と、通常の教会十分の一税としての decima は容易に取り違えられることになる。また、教会が特別の慈善施設を作るなどの目的で、信者から通常十分の一税のほかに、生産物のもう一割を nona という名称で要求したことも、事態の複雑化に一層の拍車をかけた⁽²⁵⁾。

九世紀後半から十世紀になると、このように、nona および decima という言葉は、結合した形であれ、切り離された形であれ、元々の意味とは異なるいろいろな使われ方をするようになった。しかし、それらは、あくまでも変化

の結果なのであって、本来のテクニカルな *nona et decima* とは関係がない。この時代以降の史料で、この用語がしばしば通常の *decima* と区別されずに使われる事実が認められるとしても、それを根拠にして両者の本質的相違を曖昧にすることは許されない。*decima* という語の共通性のゆえに、一方に關する史料を他方の制度の説明に用いることは厳に慎まなければならない。十分の一税は、起源、性格ともに教會的なものであって、西欧キリスト教世界全体にわたって中世以降まで存続したのに対し、*nona et decima* は、本質的に〈*precaria verbo regis*〉の制度と対応した世俗的時代であり、時間的にも空間的にも限られた範囲でしか問題になりえないものであった。

(1) MGH, Capitularia I, 20, S. 46-51, Capitulare Haristallense, 779 mense Martio.

(2) Ibid. 13. De rebus vero ecclesiarum, unde nunc census exerunt, decima et nona cum ipso censu sit soluta; et unde antea non exierunt, similiter nona et decima datur; atque de casatis quinquaginta solidum unum, et de casatis triginta dimidium solidum, et de viginti trimisse uno. Et de precariis, ubi modo sunt, renoventur, et ubi non sunt, scribantur. Et sit discretio inter precarias de verbo nostro factas et inter eas quae spontanea voluntate de ipsis rebus ecclesiarum faciunt.

(3) 「ランコム、ル・版」が作られた年代については、確定的なことは言えない。ホイドは、ヘルスタルでの勅令公布から八世紀末までの時期をその成立期と考へてゐるが、ガンスホフヤム・ケルントは九世紀のものとも考へてゐる。Boyd, *Tithes*, op. cit. p. 40. Ganshof, *Kapitularien*, op. cit. S. 32. 33. De Clercq, *Législation*, op. cit. p. 162. Stutz, *Zehntegebot*, op. cit. S. 184f.

(4) Ibid. De rebus vero aecclesiarum, quae usque nunc per verbo domni regis homines seculares in beneficium habuerunt, ut in antea sic habeant, nisi per verbo domni regis ad ipsas ecclesias fuerint revocatas.

(5) Halphen, Louis, *Charlemagne et l'empire carolingien*. Paris (1947), p. 178, n. 2. 注、最初の十分の一を差引いた後の十分の一は全体の九%に當るはずだが、考へてゐるが、多くの史料は *nona et decima* が単純に全体の十分の一の二倍、す

なわち五分の一であることを示しており、また、そのした理解において、研究者間の対立はないうちに思われる。nona et decima が五分の一の地代であることと最もよく示している史料は、八五九年トゥールの教会会議の第一三教則であり、その中でこの食糧が〈quinta pars〉とわれづる。Mansi, *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*. XV. 559. (後註22)を参照。

(6) Perels, Ernst, *Die kirchlichen Zehnten im karolingischen Reiche*. Diss. Berlin (1904), S. 63ff. 註題による訳語箇所は「*その*」より「*その*」に改訂された。

(7) MGH, *Capitularia I*, Nr. 140, S. 288, *Capitula per se scribenda*, 818-819, c. 5.....*Et qui nonas et decimas dare neglexerit, primum quidem illas cum lege sua restituat et insuper bannum nostrum solvat, ut ita castigatus caveat, ne saepius iterando beneficium amittet.*

(8) 同 MGH, *Capitularia II*, Nr. 191, S. 13, *Capitulare Wormatiense*, 829, c. 5, Nr. 293, S. 413, *Concilium Meldense-Parisiense*, 845-846, c. 62, *その*に「*その*」。

(9) nona et decima に関する条争が多かったのは、ランス大司教管区、ル・マン司教区などである。なお、その他一般的に Stätz, H.-W., Art. "Nona", in: HRG, Bd. 3, 1025, を参照。

(10) Widera, Erika, *Kirchzehnt in Deutschland zur Zeit der sächsischen Herrscher*. Mainz (1930), S. 51.

(11) Constable, Giles, *Nona et Decima. An Aspect of Carolingian Economy*. in: *Speculum*, 35 (1960) 224-250.

(12) Birnbaum, J.M.F., *Rechtliche Natur der Zehnten*. op. cit. (1' 7), *Hochgürtel, J., Beiträge*. op. cit. (1' 4)『新』*シュミット* Schmidt, H. F., *Byzantinisches Zehntwesen*. op. cit. (『*その*』)『*その*』の考を採る。

(13) Perels, E., *Die kirchliche Zehnten*. op. cit., S. 61f. *Die Ursprünge*. op. cit., (1' 7) S. 234, 242 n. 4.

(14) Viard, P., *Histoire de la dime ecclésiastique*. op. cit., (1' 7) p. 82.

(15) Stutz, U., *Das karolingische Zehntgebot*. op. cit., (1' 7) S. 202, Anm. 1.

(16) Boyd, C., *Tithes and Parishs*. op. cit., (『*その*』) p. 38ff.

(17) 例を以て、ノルスタル勅令の七条と二三条。ホルテマウス版勅令集にいわゆる八一〇—八一三年々の「教会勅令」MGH.

